

◎議 事 日 程（第2号）

令和7年3月4日（火曜日）午前9時30分 開議

日程第1 一般質問

---

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

◎出 席 議 員（17名）

1番	馬 淵 紀 明 君	2番	佐 藤 旭 浩 君
3番	中 村 文 武 君	4番	河 合 克 平 君
5番	真 野 和 久 君	6番	山 田 門左エ門 君
7番	吉 川 三津子 君	9番	鬼 頭 勝 治 君
10番	石 崎 誠 子 君	11番	角 田 龍 仁 君
12番	近 藤 武 君	13番	原 裕 司 君
14番	佐 藤 信 男 君	15番	杉 村 義 仁 君
16番	山 岡 幹 雄 君	17番	高 松 幸 雄 君
18番	竹 村 仁 司 君		

---

◎欠 席 議 員（なし）

---

◎欠 番（1名）

---

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	日 永 貴 章 君	副 市 長	清 水 栄利子 君
教 育 長	河 野 正 輝 君	総 務 部 長	近 藤 幸 敏 君
企画政策部長	西 川 稔 君	市民協働部長	山 岸 忠 則 君
教 育 部 長	佐 藤 博 之 君	保険福祉部長	田 口 貴 敏 君
健康子ども部長	人 見 英 樹 君	産業建設部長	宮 川 昌 和 君
上下水道部長	山 田 英 穂 君	消 防 長	伊 藤 規 雄 君

---

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	鷲 尾 和 彦	議 事 課 長	長谷川 努
書 記	村 瀬 俊 彦	書 記	秋 田 郁 哉

---

午前9時30分 開議

○議長（近藤 武君）

おはようございます。

本日は御苦労さまです。

御案内の定刻になりました。

定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・一般質問

○議長（近藤 武君）

日程第1・一般質問を行います。

一般質問は、質問順位に従いまして順次許可することにいたします。

最初に、質問順位1番の5番・真野和久議員の質問を許します。

真野和久議員。

○5番（真野和久君）

おはようございます。

質問通告書に従い質問を行っていきますので、よろしくお願ひします。

今回の質問は大きく3点です。1点目が災害対策の充実、それから2点目が十字路の交通安全対策について、それから3点目が学校規模適正化・老朽化対策準備委員会等の学校の老朽化問題についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

まず最初に、災害対策についてであります。

日本の避難所がほかの国の避難所と比較して非常に不十分であると言われていす。そして、よくその中で現在スフィア基準というのをよく聞くようになりました。このスフィア基準というのは何かといひますと、今お示ししましたように、正しくは人道憲章と人道対応に関する最低基準というもので、紛争地や、それから被災地における支援の国際基準を示すものです。

基本的には、ここにも2点あります。1つは、災害や紛争の影響を受けた人々には尊厳ある生活を営む権利があり、支援を受ける権利があること、2点目として、苦痛を軽減するために実行可能なあらゆる手段が尽くされなくてはならないことです。要は、被災地であっても人間としての尊厳が守られ、人間らしく生きる権利があること。そして、そのための支援を国や市町村などを含めて行っていかなければいけない、そういうことだと考えます。

国は今回、避難所運営に関する自治体向け指針を国際基準、このスフィア基準を考慮して改定をしました。例えばそうした人間らしい避難生活を行うために、例えばスフィア基準の中の一つの基本の指標であるトイレ50人に1個とか、避難スペースは最低1人当たり3.5平方メートルなどの改善案を具体的に示すようになりました。

そして、そうした中で、市内の指定避難所は現在、こうした指標に照らしてどのような状況になっているのかについて、まず最初にお尋ねをします。

災害対策の2つ目として、災害対策の充実のための国や県の交付金の活用についてです。

今回、国の新しい地方経済・生活環境創生交付金の地域防災緊急整備型、また愛知県は南海トラフ地震等対策事業費補助金（被災者支援緊急パッケージ）というのがつくられました。国の地域災害緊急整備型の調整交付金に関しては、自治体が避難所の生活環境改善や防災、災害に必要な車両や資機材を整備する際に使うことができます。トイレカーや温かい食事を提供するためのキッチンカー、また炊き出し用資材やプライバシー保護の確保のためのパーティション、それから仮設入浴設備などを購入することができます。補助率は2分の1で、市町村は4,000万円までが上限となっています。

また、愛知県が今回つくった南海トラフ地震等対策事業費補助金（被災者支援緊急パッケージ）についても、被災者支援の中で、例えば水道施設の充実なども含めて2,500万円までの助成がされます。

こうした大きな支援対策に関して、市はどのような活用を検討しているのか、お尋ねをいたします。

それから、3つ目です。

災害対策の3つ目として、木造住宅耐震改修についてお尋ねをします。

今回、国のほうは、耐震診断への精密診断法の採用、それに伴う改修費補助の15万円の上乗せ、さらにはそうした改修のための設計費補助としての20万円などを示しています。

こうした改定について、愛西市としてどのような対応をするのか、お尋ねをいたします。

次に、2つ目の十字路の交通安全対策についてであります。

町方新田交差点の南東にある町方町十二城の十字路についてであります。

この十字路では、11月に1件、12月に立て続けに2件と、昨年3件もの衝突事故が立て続けに起こりました。地域からは、住民や通学する児童の安全が守れない、一旦停止標示をしてほしいなどの対策を求められています。これを写真で見ると、結構広くなって見えますが、実際にはかなり狭い交差点です。

そうした点でも、非常に狭いということもありますが、立て続けに事故が起こることというのはやはり大きな問題だと思しますので、市の対応を伺います。

それから、3点目が合併学校規模適正化・老朽化対策準備委員会、また校舎の老朽化についてお尋ねをいたします。

この間の学校規模適正化・老朽化対策準備委員会の状況、また今後の進め方についてお尋ねをします。

さらには、適正化の問題とは別に、各学校の老朽校舎、危険箇所での改修の計画があるのかについてお尋ねします。また、あればその内容を教えてください。

また今後、こうした校舎の老朽化に対して改修をどのように進めていくのか、お尋ねをします。

以上、最初の一括の質問といたします。答弁のほうよろしくお尋ねをいたします。

○企画政策部長（西川 稔君）

私からは、大項目1点目の災害対策の充実に係る避難所の指針に照らした状況について御答弁をさせていただきます。

国では、中央防災会議の防災対策実行会議の下に設置した能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループが令和6年11月に取りまとめた報告書「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について」や、災害や紛争の被害者が尊厳のある生活を送ることを目的に定められた基準であり、避難所の質の向上を考える際に参考とすべき国際基準でありますスフィア基準等を踏まえて、令和6年12月に避難生活の良好な生活環境の確保に向けた取組指針等を改訂し、12月23日付で県を通じて本市に通知がありました。

今回の改訂では、自治体が地域の特性や実情を踏まえながら、場所の支援から人の支援への考え方の転換を踏まえ、避難所等における良好な生活環境を確保し、適切な運営を行われるよう、生活環境やトイレ等の基準の見直しが行われたものです。

具体的には、まずは避難施設における生活空間の確保として、避難所生活が長期化した場合の1人当たりの居住スペースの基準がスフィア基準である最低3.5平方メートルとされました。この基準を本市の指定避難所に当てはめてみますと、令和6年12月現在における市内指定避難所45か所の想定収容人数の合計は約1万5,300人となります。一方で、市地域防災計画では、発災1日後の避難所への想定避難者数は9,000人と見込んでおり、1人当たりの居住スペースを3.5平方メートルに見直したとしても、想定避難者数以上の居住スペースは確保できております。

次に、トイレの確保につきましては、発災後初期段階においてスフィア基準で50人に1基となるように、想定避難者数に応じて対応することとされました。本市の発災1日後の避難所への想定避難者数9,000人から、発災後初期段階に必要なトイレの数は180基となります。一方で、現在、市では指定避難所等に307基の簡易トイレを備蓄しており、簡易トイレの備蓄量だけでも国の基準以上のトイレの数は確保できております。引き続き、国の指針等を踏まえ、避難所での生活環境の改善に取り組んでまいります。

続きまして、災害対策の充実のための国・県の交付金の活用について御答弁をさせていただきます。

国において新設された新しい地方経済・生活環境創生交付金は、避難所の生活環境改善をはじめ、防災・減災に必要な車両や資機材について、地方自治体が地域経済の活性化や住民の防災意識の浸透等に向けた平時の利活用も含めて検討し、整備することについて支援するもので、国の令和6年度補正予算で措置されました。

主な車両や資機材の例として、トイレカー、簡易トイレ、キッチンカー、炊き出し用資機材、テント式のパーティション、簡易ベッド、シャワーカーなどが上げられております。補助率は2分の1で、交付上限は、市町村で4,000万円になります。現在のところ、交付金を活用した車両、資機材の整備の予定はありません。他自治体の活用事例について情報収集を行ってまいります。

次に、県の南海トラフ地震等対策事業費補助金のメニューのうち、被災者支援緊急パッケー

ジは、能登半島地震を踏まえ、場所の支援から人の支援への転換やスフィア基準へ対応する市町村の取組を一層加速するために新設された補助制度で、令和7年度から5年間の時限措置になります。

主な事業として、ライフライン確保事業では、防災井戸の整備や水源調査、貯水タンクの整備などが対象となる代替水源等確保事業、携帯トイレや紙おむつ、生理用品等を整備するトイレ等整備確保事業があります。また、帰宅困難者、滞留者等の対策事業として、備蓄食料等を追加購入する備蓄食料等強化対策事業や一時滞在施設に必要な資機材を整備する帰宅困難者等受入用資機材整備事業があります。これら被災者支援緊急パッケージの2つの事業の補助率3分の1以内、1市町村当たりの補助基準額は、パッケージ全体で2,500万円と設定されているということです。

現在、県から補助制度の詳細が示されておられません。県から詳細について示され、令和7年度に市が購入する予定の備蓄品が補助対象に合致するのであれば、この補助金を活用してまいります。以上でございます。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

続きまして、木造住宅耐震改修について御答弁をいたします。

現在、本市では、地震発生時における木造住宅の倒壊等による被害の軽減を図り、震災に強いまちづくりを促進するため、旧耐震基準木造住宅の所有者が行う耐震改修工事に対し、国費2分の1、県費4分の1の財政措置がある上限100万円の補助金を交付しております。

なお、さらなる住宅の耐震化を促進するため、国は令和7年度より近年の物価及び人件費の高騰に伴い耐震改修費が高騰していることを踏まえ、耐震改修工事に対する補助として15万円の上乗せを行う予定であります。

そのほか、旧耐震基準木造住宅を対象に、精密診断法を用いた補強設計費の補助制度も併せて創設予定であります。精密診断法は、建物の内部構造等を細かく確認するため、目視で行う一般診断法と比較し設計費が高くなることを勘案し、補強設計費に係る補助として20万円の上乗せを行う予定でございます。

本市といたしましても、現在、南海トラフ巨大地震の発生に備え、旧耐震基準木造住宅の所有者に対し、耐震化を促すことは重要な課題となっております。このため、国の令和7年度当初予算の措置状況を注視し、耐震改修事業に対する補助の支援強化を検討してまいります。

続きまして、大項目2点目の十字路の交通安全対策について、町方町の十二城の十字路についてでございます。

国道155号と県道あま・愛西線が交差する町方新田交差点の南東に位置します交差点については、昨年末に連続して車両同士の衝突事故が発生したことを受け、一時停止標識「止まれ」の設置を含め、有効な交差点の安全対策について警察へ相談をしましたが、一時停止標識の設置に前向きな回答は得られませんでした。

なお、過去にも同じ交差点において、一時停止標識の設置要望が町方町十二城自治会から提出されたことを受け、市から津島警察署へ要望をしておりますが、設置には至っておりません。

私からは以上です。

### ○教育部長（佐藤博之君）

私からは、大項目3点目、学校規模適正化・老朽化対策準備委員会についてに係る取組状況及び今後の進め方について御答弁させていただきます。

佐屋小学校老朽化対策を目的とした佐屋小学校準備委員会は、2月4日に第3回目を開催しました。現在の佐屋中学校の場所に現在の立田中学校区と佐屋中学校区の全部を一つの学区とする新たな中学校を配置するA中学校（仮称）準備委員会並びに現在の佐織西中学校の場所に現在の八開中学校区と佐織西中学校区の全部を一つの学区とする新たな中学校を配置するB中学校（仮称）準備委員会の委員17人を対象に、2月10日、瀬戸市において、小学校5校と中学2校が統合され、令和2年に竣工されました瀬戸市立にじの丘学園を視察しました。

A中学校（仮称）準備委員会は3月19日、B中学校（仮称）準備委員会は3月27日に第2回目を開催する予定です。

また、A中学校（仮称）準備委員会並びにB中学校（仮称）準備委員会の検討部会として設置した教育学校運営部会、施設・通学路部会、地域課題部会をそれぞれ3月中に1回開催を予定し、学校に必要な施設や機能等について検討させていただきます。

令和7年度は、佐屋小学校における基本構想、計画に係る取組のほか、学校適正化に係る施策を進めるために、愛知県教育委員会から派遣される指導主事を1人増員する提案をさせていただいております。

学校施設の老朽化対策は、令和7年度において新たに取り組む児童・生徒が利用するタブレットの更新、スクールソーシャルワーカー並びに部活動指導員の配置などと同様に、教育事業全般に係る事業費及び業務量等を踏まえ、計画的に取り組んでまいります。

続きまして、各学校の老朽校舎・危険箇所修繕計画についてですが、安全・安心な教育環境を整えるために老朽化対策は従前から取り組んでおり、第1期愛西市立小中学校適正規模等並びに老朽化対策基本計画においても、施策の一つとして取り組むこととしております。

学校施設の老朽化対策は、学校との協議結果に基づき、教育委員会として優先順位を設けて取り組んでおり、各学校の修繕計画は作成しておりません。

続きまして、修繕の進め方についてですが、学校施設における校舎では、令和7年1月末現在において、小・中学校のうち16校で雨漏りが報告されている状況です。授業に影響を与える場合や電気や水道など学校生活に必要なライフラインが使用できなくなった場合など、緊急性の高い修繕、工事は優先的に取り組みます。

令和6年度は、市江小学校舎雨漏り修繕、佐屋西小学校体育館雨漏り修繕、佐屋西小学校音楽室雨漏り修繕、草平小学校南側門扉取替え修繕、西川小学校南側門扉取替え修繕、永和中学校クラブハウス外壁修繕、佐屋中学校東渡り廊下雨漏り修繕、立田中学校多目的室空調修繕、立田中学校体育館空調用給水加圧ポンプ緊急修繕などに取り組みました。

令和7年度は、佐屋小学校南校舎止水板設置をはじめ、市江小学校給食用小荷物専用昇降機修繕、佐屋西小学校舞台設備修繕、立田北部小学校北校舎雨漏り修繕、開治小学校児童会室兼

コンピューター室空調設備更新、西川端小学校放送設備修繕、佐屋中学校昇降口雨漏り修繕、立田中学校視聴覚室空調設備更新、八開中学校卓球室天井修繕、佐織西中学校ろ過装置制御盤修繕など、全ての小・中学校において取り組みたいと考えております。以上でございます。

**○5番（真野和久君）**

それでは、1点目の災害対策についてから再質問を行っていきます。

今回、国が自治体に示した指針におきまして、先ほど申し上げたようなことを含めた改善案が出されています。その点に関して、愛西市として、愛西市の地域防災計画に関して、そうした基準に基づいた改定を行っていく考えがあるかについてお尋ねをします。

**○企画政策部長（西川 稔君）**

今回の地域防災計画の改定で、国の指針等の見直しを反映してまいります。以上です。

**○5番（真野和久君）**

今回、様々な改定がされているわけで、地域防災計画の中で、また見直しの中で反映させていくという話でありました。

今の避難所運営に関しては、愛西市として本当にそれが足りるのかといった問題や、市全体として、避難所だけでなく市民に対しての支援という意味で、食料や水、様々なトイレ等も含めた支援がちゃんと行えるかどうかについてが非常に大きな課題となっているのではないかなというふうに思います。

避難所の被災者想定は、国の被害状況想定に応じて試算したものでありますけれども、それ以外にも愛西市の備蓄に関しては、これまでも申しましたが、市民の皆さんの自分たちの自己防衛のための備蓄、こうしたものを当てにした計画になっている点などは非常に大きな問題があるわけでありまして。

そうした点で、今回、災害対策へ国や県の交付金が様々な形で、結構大きい規模の施設や様々な物品に対しても支援をしていくという形の方針が出てきました。そうした点では、愛西市も現在の防災備蓄等の在り方、それから防災災害対策等の在り方についての見直しをしていくべきだというふうに考えますけれども、国や県の交付金の方向性に従って、貯水タンクの設置やトイレトレーラーなどの整備の検討はしないのかについてお尋ねをいたします。

**○企画政策部長（西川 稔君）**

飲料水については、市がペットボトル飲料水を備蓄するほか、各家庭においても備蓄を行っていただくよう啓発を行っております。また、地域での備蓄を進めていただくよう、今年度から自主防災組織育成補助金の補助対象を拡大し、単独自主防災会でも飲料水の備蓄を可能としており、家庭、地域、行政により備蓄を進めていきます。そのほか、応急給水支援設備を避難所等14か所に設置し、臨時に県営水道からの直接給水を可能としております。

避難所でのトイレについても、市では簡易トイレや仮設トイレ、凝固剤を備蓄するほか、家庭において携帯トイレや凝固剤などの備蓄を行っていただくよう啓発を行っております。また、凝固剤のみ購入する場合も、自主防災組織育成補助金の補助対象とするなど、地域での備蓄も促しており、家庭、地域、行政により備蓄を進めています。さらには、災害時に備え、民間事

業者と移動トイレカーや仮設トイレの供給協力に関する応援協定締結をしています。

市では、引き続き計画どおり備蓄を行うとともに、市民や地域への備蓄を促すこととしており、貯水タンクの設置やトイレトレーラー等の整備は検討しておりません。以上です。

#### ○5番（真野和久君）

今回の交付金というのは、先ほども一番最初に申し上げましたとおり、スフィア基準というものに関して、先ほどもお話ししましたがけれども、結局、人間らしい生活をどう行っていくかということに対してどう支援する、またそれに対してできる限りの支援を行っていくということが基準になっています。

愛西市における避難所の施設基準に関しては、こうした基準を一定上回っているということでは安心しましたがけれども、例えばトイレに関しても、やはり備蓄しているトイレが、防災トイレが本当に、例えばプライバシーとかの点から含めて、ちゃんと安心してやれるのかどうかというような問題も含めた観点からのもう一遍見直しがやはり必要になってくるわけでありませぬ。単に数値的な問題だけではありません。

そうした点で、できる限り安心してトイレを使えるような形をどうするかについてでいえば、例えばトイレトレーラーとか等、あるいは体育館等のトイレの改善、改修というものが必要になってくるわけで、そうした点での見直し等もやはり必要になってきます。

それから、飲料水については、以前も質問をしましたが、愛西市の備蓄だけでは、これは基本的には極めて避難所等に対する支援が中心になっており、やはり愛西市全体での市民の皆さんに対する水の供給という点ではペットボトルの備蓄は少ないですし、また先ほど答弁されましたが、給水支援設備に関しても、14か所とはいっていますけれども、地域的に明らかに偏在しており、やはり十分に水が給水できないような状況にもなりかねません。特に愛西市は液状化等の問題もあって、交通手段に関しては非常に脆弱になる可能性もあります。そうした点で、以前も申し上げましたが、貯水タンク等の整備というのもやはり重要だというふうに考えます。

そうした市民の皆さんに協力を仰ぐことそのものは否定はしませんが、市民の皆さんが災害時にも安心して一定生活ができるような形を支援していく、市の責任としてももう少し大きい視点で基づいて整備をしていくことが求められておりますので、その点についてやはりしっかりと考えていただきたいというふうに思いますが、どうでしょう。

#### ○企画政策部長（西川 稔君）

引き続き、市としましては、家庭、地域、行政により備蓄を進めていく、そういった啓発を進めていきたいというふうに考えております。以上です。

#### ○5番（真野和久君）

愛西市の災害対策については、先ほど言ったようなことがやはり大きな弱点となっているので、ぜひとも見直しのほうをお願いしたいというふうに思います。

それから、2つ目の耐震改修に関してでありますけれども、現在の愛西市の民間住宅耐震化率の状況と、またこの間の耐震診断や耐震改修の件数の推移についてお尋ねをします。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

本市における令和6年1月1日現在の民間住宅の耐震化率は約74%でございます。

また、直近3か年の木造住宅耐震診断件数につきましては、令和4年度は30件、令和5年度は30件、令和6年度は40件となります。

なお、木造住宅耐震診断の判定結果に基づき耐震改修費補助を行った件数は、令和4年度は1件、令和5年度は2件、令和6年度は1件でございます。以上です。

#### ○5番（真野和久君）

耐震改修に関しては、耐震診断をして、耐震が心もとないといっても大きな費用がかかるという点と、やはり既存住宅に関しては、例えば高齢で住んでいる方が多いとか、そうした問題もあって、なかなか耐震改修が増えないというのも現状ではないかというふうに考えます。

そうした点で、今後、耐震化率を上げていくためには、住宅の売買等も含めて、耐震性の弱い家に関しての建て替え等に対する支援というのは、やはり非常に有効だと思います。愛西市も、基本的に除去工事の費用に対して20万円の支援をしておりますけれども、そうした支援を充実させていくことが必要だと思いますが、その点についての考えを求めます。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

現在、本市が実施をいたします木造住宅耐震診断の結果、判定値1.0未満と診断されました旧耐震基準木造住宅の所有者が行います除却工事に対しまして、上限20万円の補助金を交付しております。

近年、耐震改修や除却工事、耐震シェルター設置等に対する補助事業である民間木造住宅等耐震事業において、除却工事の相談や問合せは増加傾向にあります。本市においてさらなる住宅の耐震化を促進するため、除却工事費に対する補助の充実を検討すべき事項と考えております。

今後は、除却工事に対する国や県、近隣自治体の補助拡充等の動向を注視し、住宅の耐震化率の向上に向け、本耐震事業を推進してまいりたいと思います。以上です。

#### ○5番（真野和久君）

ありがとうございます。

やはり、いわゆる建て替えも含めた対応というのが耐震化率を上げていくためには非常に大事だというふうに考えます。特に今、空き家問題等の問題もあって、やはり耐震化の低い空き家等がそのまま残っているというような状況にも、今後もさらにそれが増えていくことにもなりかねません。そういった点も含めて、やはり除去に対する支援、建て替えの支援というのは非常に大事になっているというふうに思います。

愛知県内でも、愛西市は20万円ですけれども、それ以上に除却支援をしているところもありますので、ぜひともそういったところを見ていただいて、愛西市でも充実をしていただけるよう求めたいと思います。

次に、2つ目の十二城の十字路の交通安全対策についてお尋ねをします。

最初の答弁にもありましたが、そもそもなぜ1か月間ぐらいの間に3回も事故が起こってしまったのか、事故の状況はどうなのかについてお尋ねをします。

また、津島警察署が「止まれ」の標示設置を認めない理由についてお尋ねをします。

○産業建設部長（宮川昌和君）

この3件の事故は、西に向かう車両と北に向かう車両の事故、また西に向かう車両と南に向かう車両の事故となり、状況は異なっておりました。過去に遡って事故の発生状況を確認しましたが、平成30年に1件発生しているものの、それ以前の事故は確認できませんでした。このことから、今回の事故は偶発的に起きたものと思われれます。

なお、過去に一時停止標識の設置がなされなかった理由は、事故件数、交通量が少なかったためと思われれます。以上でございます。

○5番（真野和久君）

なかなか津島警察署のほうでそれが下りないということは大変残念であります。

当面こうした、特に最近でいうと、今回3件の連続して事故が起きましたが、かつて以前と比べてその辺りの交通状況という点でいうと、町方新田の交差点での渋滞というのが、やはりちょっと増えてきたのかなというのは思います。その迂回路として結構今使われているという状況もあると思いますので、もう一度そういった点を調べていただきたいなというふうに思います。

当面、やはり愛西市として何とかやっていただけるようなことはないのか。安全に有効な施策について市独自で行える対策がないか、お尋ねをします。

○産業建設部長（宮川昌和君）

市独自で行える安全対策には、路面標示やカーブミラーの設置があります。この交差点には路面標示として交差点マーク及び停止指導線があり、また西及び北へ向かう車両を確認できるカーブミラーが交差点の北西角に設置をされております。

今回の事故状況から、西及び南へ向かう車両を確認するカーブミラーを交差点の南西角へ新たに設置することが考えられます。設置に関しましては、カーブミラーを設置する場所に隣接する関係者の同意を得た上で、総代から申請書を提出していただくことで設置することができます。

また、交通事故の防止と市民の皆様の安全を守るため、引き続き交通安全の啓発活動に努めてまいりたいと思います。以上です。

○5番（真野和久君）

ありがとうございます。

先ほども申しましたが、やはり非常に迂回路としての車が増えているのではないかとこのでもありますので、ぜひともそういったことを調べていただきたいというのと同時に、今後も津島警察への要請等をやっていただきたいと思っておりますけれども、その点についてお尋ねをします。

○産業建設部長（宮川昌和君）

今後、地元の総意として自治会から要望書が提出された際には、前回と同様に、市から津島警察署へ要望を伝えてまいりたいと考えております。以上です。

○5番（真野和久君）

ぜひともよろしく申し上げます。

それでは、大きな3点目の学校規模適正化・老朽化対策準備委員会と学校老朽化対策についてお尋ねをいたします。

まず、準備委員会についてですけれども、1つ目として、令和7年度としてこの準備委員会あるいは部会の活動計画はどのようなものがあるのか、お尋ねをします。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

まず、一括質問の答弁の中で、西川小学校は西川端小学校の誤りでした。訂正します。申し訳ありませんでした。

では、先ほどの再質問、令和7年度における委員会及び検討部会の協議計画についてですが、佐屋小学校準備委員会は令和7年度に3回、佐屋小学校準備委員会に係る施設・通学路部会と地域課題部会を2回ずつ開催します。

施設・通学路部会では、多種多様な教育活動及び児童並びに教職員が快適に生活できる施設についてを重点的に検討していただきます。また、地域課題部会では、地域住民の学校施設利用及び避難所における学習の早期再開についてを重点的に検討していただきます。

A中学校（仮称）準備委員会並びにB中学校（仮称）準備委員会は令和7年度にそれぞれ2回開催し、教育課程や学校行事計画、学校名や校歌、校則、生徒や教員の事前交流計画、通学路の選定、PTAやコミュニティ・スクールなどについて、具体的な検討、協議に取り組んでいただきます。

また、検討部会はそれぞれ1回開催し、準備委員会における協議結果を踏まえた検討内容について、具体的な検討、協議に取り組んでいただきます。以上でございます。

#### ○5番（真野和久君）

分かりました。

それでは、以前にも質問しましたが、地域や保護者、児童・生徒などの意見の聴取に関しては行ってきたいというような答弁でもありましたが、こうしたものはいつ懇談会、形式等を含めて、いつ行われるかについてお尋ねをしたいと思います。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

基本構想、計画の策定過程において、地域住民や児童の保護者によるワークショップの開催等を計画したいと考えます。

また、児童・生徒に対しては、アンケート等によって意見が可視化されることは有意義であると考えます。一方で、児童・生徒に対する直接的な意見等の聞き取りは、聞く側の意思によって回答が左右される可能性があるとも指摘されております。

学校再編に取り組んだ他自治体を参考に、準備委員会からの御意見を踏まえ、校名や制服、事前交流などについて御意見をいただく機会を設けたいと考えます。以上でございます。

#### ○5番（真野和久君）

時期的にはまだ分からないということですか。分かりました。

それでは、さらに進めますけれども、現在、佐屋小学校に関してはかなり何回か行われてお

りまして、具体化が進められていると。当然、急いでやる必要もありますので、そういうふうになっていると思いますけれども、今回、基本構想や基本計画というものが出されてきましたけれども、これに盛り込まれる内容というのは、具体的にはどんなものでしょうか。

**○教育部長（佐藤博之君）**

基本構想では、改築もしくは大規模改修による老朽化対策の全体ビジョンを決定します。基本計画では、改築の場合において、校舎等の配置や機能、測量、全体スケジュールなどを概括的に決定します。

また、大規模改修の場合においては、改修が必要な設備の調査や全体スケジュールなどを概括的に決定します。以上でございます。

**○5番（真野和久君）**

現在、視察などを含めて、最近の学校の状況について見学されたと思いますけれども、やはりそうした新しい状況を考えると、現状でいって改修で済むのか建て替えていくのかというのは、なかなか選択肢として改修だけで済むのかということについては特にやはり疑問もありますが、そういった点についてはどういうふうにされていくんですか。

**○教育部長（佐藤博之君）**

改築もしくは大規模改修の手法については、準備委員会においても協議していただき、意見を頂戴している状況でございます。

今後、基本計画において、改築、改修についての概括的な決定過程において、改築もしくは大規模改修の手法を決定していきたいと考えております。以上でございます。

**○5番（真野和久君）**

あと、今回の準備委員会に入っていないところでの学校で、児童・生徒の安全に関わるような点での未改修箇所はないのか。

また、長期的な視点に立って、改修計画等を各学校についてどのように考えているかについてお尋ねをします。

**○教育部長（佐藤博之君）**

児童・生徒の安全に関わる場合や授業に影響を与える場合、電気や水道など学校生活に必要なライフラインが使用できなくなった場合など、緊急性の高い修繕、工事は優先的に取り組んでいます。小・中学校から、児童・生徒の安全に関わる未改修箇所に係る報告は、現時点において受けておりません。

なお、今後の学校における老朽化対策計画についてでございますが、学校、施設における予防保全も含めまして、第Ⅰ期基本計画に掲げる老朽化対策と併せて取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

**○5番（真野和久君）**

答弁ありがとうございました。

それでは、これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（近藤 武君）**

5番議員の質問を終わります。

ここで休憩を取らせていただきます。再開は10時25分といたします。

午前10時16分 休憩

午前10時25分 再開

**○議長（近藤 武君）**

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位2番の11番・角田龍仁議員の質問を許します。

角田龍仁議員。

**○11番（角田龍仁君）**

それでは、通告に従い一般質問させていただきます。

現市長である日永市長は、平成25年4月に市長になられ、3期目である12年が過ぎようとしております。この12年の間に様々なことが起こりました。それを振り返り、今回の一般質問といたします。

大項目を市政の実情について、3期続いた日永市政の実情について質問しようと思います。市民の皆様も関心ある3項目についてです。

まずは、保育園統廃合問題についてです。

市は、平成29年3月に愛西市公立保育所の運営等に関する方針及び実施プランにおいて、中央保育園と佐屋北保育園を統合し、佐屋北保育園を廃園にし、中央保育園へ統合する計画を出しました。

なぜ中央保育園を残して、北保育園をなくす計画にしたのかお伺いいたします。

次に、学校統廃合・老朽化問題についてです。

平成29年9月に立田・八開地区の学校全てを統合することで適正規模の学校とする方針を出し、なぜ立田・八開で一つの小中一貫校を立田中学跡地に造る計画を進めたのかお伺いいたします。

次に、佐屋駅周辺整備と道の駅周辺整備についてです。

なぜ佐屋駅周辺整備より先に道の駅周辺整備を行ったのかお伺いいたします。

以上、愛西市にとって重要な事業の案件3つ、総括質問です。回答のほうをよろしくお伺いいたします。

**○健康子ども部長（人見英樹君）**

私からは、保育園統廃合の佐屋北保育園をなくす計画の理由について御答弁申し上げます。

佐屋中央保育園と佐屋北保育園の統合については、平成29年3月に策定した愛西市立公立保育所の運営等に関する方針及び実施プランにおいて計画いたしました。

この方針、実施プランは、本市の乳幼児数の減少や公立保育所施設の老朽化の進展などを踏まえ、公立保育所の定員適正化及び運営の在り方について検討を進める中策定されたもので、公立保育所が民間との競合解消、多様化、複雑化するニーズへの対応、効果的かつ効率的な施設運営を図りました。

この方針プラン策定に当たり、平成28年7月に学識経験者、教育関係者、幼稚園及び保育園の代表者、児童館及び子育て支援センターの代表者、保護者を構成員とする保育所等基本方針検討委員会を設置し、計4回の会議で審議され、パブリックコメントも実施いたしました。

この方針プランの中で、公立保育所運営の適正化に関し、乳幼児数と地域の需給バランスを考慮しながら、公立保育所の定員、施設配置の見直しを行うこととし、佐屋地区に保育所が公立3か所、私立2か所の計5施設あり、うち佐屋北保育園と佐屋中央保育園は、日常の生活圏域が重なる2キロメートルほどの距離で隣接していることから、この2園を統合することといたしました。

また、佐屋中央保育園に統合し、佐屋北保育園を廃止することとした理由につきましては、佐屋中央保育園のほうが園舎の建築年数が新しく、かつ園舎面積が広く定員数を多く確保できることなどを総合的に勘案し、子ども・子育て会議の委員の意見を伺い、平成29年5月、佐屋北保育園を佐屋中央保育園に統合することに決定いたしました。

その後、平成29年8月と9月に保護者及び地元説明会を開催し、平成30年3月議会で愛西市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正で佐屋北保育園廃園の議決をいただきました。

私からは以上です。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

私からは、学校統廃合・老朽化問題についてに係る当初の計画内容を立田・八開で一つの小中一貫校とした理由について御答弁させていただきます。

平成26年5月、子供たちによりよい教育環境を提供するため、学校規模及び学校配置の基本的在り方について、学識経験者や学校長、保育園長、保護者などを構成員とする愛西市立小中学校適正規模等検討委員会を設置し、児童・生徒の減少や学校の小規模化に伴う学校生活、学校運営の諸問題を調査、学校の適正規模等について協議しました。

平成27年1月、検討委員会から、長期的な視点に立った学校の適正規模・適正配置計画に関する提案を受けました。教育委員会は、この提案を尊重しつつ、平成27年2月に愛西市立小中学校適正規模等基本方針を策定しました。

平成27年7月、小中学校規模等適正化に向けた方策を協議するため、学識経験者や学校関係者、保護者、自治会代表者などを委員とする愛西市立小中学校適正規模等検討協議会を設置しました。検討協議会では、協議のほか、地域懇談会やアンケートを実施しました。

平成28年9月、検討協議会から、愛西市立小中学校適正規模等基本計画の提案を受けました。提案内容は、児童・生徒の減少による影響が大きいと思われる立田・八開地区において、地域性や地域の歴史、コミュニティー等も考慮した上、最低でも小規模校を維持するという考えの下、統合案1として、立田・八開地区の小・中学校全てを統合し、小中一貫校1校にする。統合案2として、立田・八開地区でそれぞれ小学校1校、立田・八開地区で中学校1校とし、小中一貫教育を進める。統合案3として、立田地区で小学校1校、中学校1校、八開地区で小学校1校、中学校1校とし、小中一貫教育を進めるでした。

立田地区で小学校1校、中学校を1校、八開地区で小学校1校、中学校1校とする統合案3

につきましては、八開地区の小学校が適正規模とならず、立田・八開地区でそれぞれ小学校1校、立田・八開地区で中学校1校とする統合案2につきましては、立田地区の小学校以外は全て適正規模の学校にならないこととなります。

教育委員会は、子供たちの今後において、よりよい教育環境を整えていくという視点から検討を重ね、平成29年9月8日に開催いたしました定例教育委員会において、立田・八開地区の学校全ての統合をすることで適正規模の学校とする方針を出しました。以上でございます。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

私からは、佐屋駅周辺整備と道の駅周辺整備について、なぜ佐屋駅周辺整備より先に道の駅周辺整備を行ったのかについて御答弁をいたします。

佐屋駅周辺は、鉄道高架化を見据えた都市計画道路と駅前広場として昭和53年に都市計画決定されておりますが、鉄道高架化については、事業費、費用対効果、仮線用地、駅上空の高圧線の対応をはじめ様々な課題があり、事業化のめどが立っていない状況でした。

なお、佐屋駅周辺整備、道の駅周辺整備ともに、平成30年3月に策定された第2次愛西市総合計画における土地利用計画では、計画的な土地利用を推進していくため、佐屋駅周辺は市街地拠点、道の駅周辺は観光拠点として位置づけられています。

また、新市建設計画におけるまちづくりの基本方針と新市の主要施策では、佐屋駅周辺整備は、地域の活性化や地域住民の日常生活の利便性向上のための駅前広場整備として、道の駅周辺整備は、情報網を活用した地域のPRや地域資源を生かした施設、広場の整備として主要施策に上げられております。

佐屋駅周辺整備については、市街地拠点の形成に向け、令和元年度から令和5年度にかけ関係機関協議を進めるとともに、地域代表との勉強会を開催し、駅利用者、周辺住民が抱える交通上の課題、鉄道高架化を踏まえた事業化の困難度を共有し、事業範囲や事業内容について意見交換を重ねてまいりました。結果、鉄道高架化を踏まえた都市計画事業ではなく、まずは駅利用者、周辺住民が抱える交通上の課題解決を最優先に道路事業として事業採択を目指すこととなり、今年度、基本計画（案）をパブリックコメントに諮り、それを踏まえて、3月に基本計画を策定する予定でございます。

なお、佐屋駅周辺整備基本計画（案）の策定に至るまで間を要した要因といたしまして、鉄道高架化を踏まえた都市計画事業から、駅周辺が抱える課題解決を最優先に道路事業へ事業手法を変更したことにより、改めて鉄道事業者や愛知県担当部局、公安委員会等、関係機関との協議、調整が必要となったことが上げられます。

一方、道の駅周辺整備については、観光拠点の形成に向け、平成29年度より庁内検討会議を立ち上げ、状況把握と課題整理のほか、事業内容や事業範囲等について検討し、平成30年度に基本構想を策定しました。

令和元年度には、道の駅周辺整備基本計画策定委員会を立ち上げ、基本方針や整備コンセプト、導入機能や導入施設等を設定し、パブリックコメント、事業計画説明会の開催を経て、令和2年度に基本計画を策定しました。以降、基本設計や実施設計、用地測量等を順次行い、事

業着手となりました。以上です。

○11番（角田龍仁君）

それでは、再質問に入りたいと思います。

まず、保育園の関係から再質問させていただくことになります。

保育所等の基本的方針検討委員会を設置した後のことですが、庁舎内の検討会議だとか、あと作業部会ですね、庁舎内の、これは設けなかったのかお伺いいたします。

○健康子ども部長（人見英樹君）

愛西市立公立保育所の運営等に関する方針及び実施プランの策定につきましては、保育所等基本方針検討委員会を設置し、内容を十分に審議しながら、市民の皆様からの意見を伺うため、パブリックコメントも実施いたしました。

さらに、保護者及び地元説明会での意見や要望を協議し、その結果を子ども・子育て会議に報告の上、スケジュールの見直しや開園時間の変更を行うとともに、統廃合の方針に問題点がないかなど、担当課に確認しながら慎重に進めてまいりました。以上です。

○11番（角田龍仁君）

今、作業部会を設けない、その辺はちょっと回答なかったんですが、広域圏の学校なんかはまちづくりの一環として結構重要な要素になると思います。

それで、都市計画課だとか計画課、こちらのほうを交えてお話はなかったのか、ちょっとお伺いいたします。

○健康子ども部長（人見英樹君）

今おっしゃられた経営企画課ですとか都市計画課を含めた庁内の会議というのは、個別には行っておりませんが、先ほど申し上げたように、全体方針等で問題点等がないか、そういったのを確認しながらは進めておりました。以上です。

○11番（角田龍仁君）

分かりました。

その辺やっぱり、しっかり意見を聞きながら進めていただくとよかったかなあとと思います。

あとは、先ほどの佐屋北より中央を選んだ理由としまして、2年ほど新しいだとか広いだとか、そういった理由がありましたが、こちらは駐車場がなくして駐車場を整備した件があります、中央は。そちらのほうは検討せずに進めたのか、その辺をお伺いいたします。

○健康子ども部長（人見英樹君）

この方針、統合に至った時点では、中央保育園の駐車場というところは課題ではあるということとは認識しておりましたが、明確に拡張するということは決まっておりました。ただ、北側等が混雑するとかいう課題もありましたので、そこを解決していかなければいけないということとは認識しておりました。以上です。

○11番（角田龍仁君）

やはりその辺も検討していただいて考えていただきたい。佐屋北のほうは駐車場もしっかりありましたもんで、その辺もちょっと考えていただくとよかったのかなあとと思います。

あと、平成29年8月と9月に保護者及び地元説明会を開催したということなのですが、そのときに反対の意見なんかはなかったのかお伺いいたします。

**○健康子ども部長（人見英樹君）**

特に地元説明会につきましては、佐屋北保育園を廃園するということが決まった後の説明でしたので、地元の住民の方からは、佐屋北保育園をなくすことについては反対意見のほうが多かったです。

ただ、全体的な統合に関しては、他地域の方というところでは賛成の御意見もありましたが、北保育園の周りの方については反対の意見は多かったです。以上です。

**○11番（角田龍仁君）**

反対の意見が多かったということで、説明会には市長は出席されたかどうか、これちょっとお伺いしたいと思います。

**○健康子ども部長（人見英樹君）**

地元説明会には、市長は参加しておりません。以上です。

**○11番（角田龍仁君）**

これは結構重要な案件で、もう廃園するというので、今、市民の方が結構反対意見が多かったということです。これはやっぱりトップである市長にどうしても説明会に出席していただければ、少しは納得していただけたのではないかなあと私なりにちょっと思います。

それで、やはり保育園ですね、佐屋北保育園、こちらのほうは日比野駅も近いですし、あとはオークワ、要するに商業施設ができたことによって、かなり人口のほうも、今、愛西市減ってきてはいるんですが、そんなに減っていない、逆にむしろ増えているまちもあります。その辺も検討していただきながら、やはり進めていくべきだったのではないかなあと私なりに思います。

それでは次、学校問題のほうの再質問をさせていただきます。

八開と立田の小中一貫校を造ったということなのですが、当初の計画がうまくいかなかった理由をちょっとお伺いいたします。

**○教育部長（佐藤博之君）**

平成29年9月8日に開催した定例教育委員会において、立田・八開地区の学校全ての統合をすることで適正規模の学校とする方針を出した後、平成29年9月から11月にかけて延べ8回の保護者説明会と、平成30年7月には2回の地域説明会を開催し、地域の合意形成を図りました。

しかしながら、平成30年8月1日、八開地区の学校を守る有志の会から愛西市立小中学校規模適正化政策に反対する要望書が提出されるなど、地域との合意形成が難しい状況でした。

また、コロナ禍などの影響で対面による対話の機会が設けられなかったこともあり、計画を進めることができませんでした。以上でございます。

**○11番（角田龍仁君）**

今、先ほどの回答で検討協議会ですね、地域懇談会、アンケートを実施したということを書いてみえたんですけど、どうして反対する要望書が出されて、なったのか、本当にしっかりし

た地域懇談会、アンケート調査を実施したのか、ちょっとその辺をお伺いいたします。

○教育部長（佐藤博之君）

検討協議会で十分に御審議していただいた後で、地域説明会、またアンケートを実施したものと教育委員会としては考えます。以上でございます。

○11番（角田龍仁君）

あと、平成30年4月に2回の地域説明会が行われたということなんですが、こちらのほうには市長が出席されたのかどうか、ちょっとお伺いいたします。

○教育部長（佐藤博之君）

市長は出席していただいております。以上でございます。

○11番（角田龍仁君）

やはりこれも学校問題、結構重要な案件でありますので、やはり市長が出席していただくのが本当はよかったんじゃないかなあとと思います。

それで、あとは何で当初の計画を見直すことになったのか、ちょっと聞きたいと思います。お願いします。

○教育部長（佐藤博之君）

コロナ禍などの影響で対面による対話の機会が設けられなかったこともあり、地域との合意形成が図れず、計画を進めることができなかつた状況下において、令和3年12月に出生数の低下や子供たちの学習自体の変化、施設の老朽化の進行といった学校を取り巻く環境の変化を受けて、平成27年2月に策定した愛西市立小中学校適正規模等基本方針及び愛西市立小中学校適正規模等検討協議会からいただいた愛西市立小中学校適正規模等基本計画の提案が令和3年度時点の状況に応じたものであるかを検証するため、学識経験者や有識者、小・中学校長を委員とする愛西市立小中学校適正規模・適正配置等検証委員会を設置しました。

検証委員会から、令和4年3月にこれまでの基本方針を見直し、新たな基本方針に基づいた基本計画を改めて協議する必要があるとした愛西市立小中学校適正規模・適正配置等についての提言を受けました。

教育委員会では、提言を柱に据えて、子供たちにとってよりよい教育環境の整備、構築を推進するために、令和4年6月に愛西市立小中学校適正規模等基本方針を改定し、新しい基本方針に基づいて、令和6年3月に第I期愛西市立小中学校適正規模等並びに老朽化対策基本計画を策定いたしました。以上でございます。

○11番（角田龍仁君）

大体進めないといけない理由も分かりましたけど、今現在の計画でもあまり進んでいないようにちょっと思います。

最初の答弁でもありましたけど、一番当初の統合案の2についてなんですけど、こちらは今、先ほど立田小学校を統合した場合、これ以外は全て適正規模じゃないよという回答なんですけど、今回の計画も立田と八開、立田の小学校は統合する、八開の小学校は今のところ統合していない。この状態で、現在の計画にも問題があるのではないのかなあというふうにちょっと思

われるので、その辺ちょっと答弁お願いいたします。

**○教育部長（佐藤博之君）**

学校は、児童・生徒に充実した教育活動を実施するとともに、豊かな人間性を育む場所です。また、地域のコミュニティーの核としての性格を有し、防災、保育、地域交流の場等、様々な機能を併せ持つとされております。

健全度・耐力度調査、その結果に基づく基本構想、計画及び基本設計、実施設計は、準備委員会委員の御意見等を踏まえた上で慎重に取り組む必要があると考えます。

また、改築もしくは大規模改修を経て学校適正化を実施した事例から、総事業費に係る財源の確保や業務量への対応などについても併せて考慮する必要があります。毎年度事業の進捗状況を管理し、社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて事業の見直しを行ってまいりたいと考えます。以上でございます。

**○11番（角田龍仁君）**

やはりしっかり、ちょっと今の問題もあると思います。しっかり考えていただけたら。

それよりも、やはり先ほどの真野議員の答弁にもありました、大分老朽化が進んでいるし、雨漏り等がしっかりと、16校も雨漏りがあって、結構いろんな、速急にやはり大規模の改修だとか、そういうのを進めないかんとは思います。

それで、いち早く計画を立てるべきであるんですけど、財源の確保はどう考えているのか、総務部長にお伺いいたします。

**○総務部長（近藤幸敏君）**

改修等のことについてでございますけれども、具体的な財源ということについては、全体的に言えることではございますが、事業の具体的な手法でありますとか内容の検討結果を踏まえて、予算計上の時期に合わせて具体的な財源確保の方法も検討するものと考えております。以上でございます。

**○11番（角田龍仁君）**

本当なら当初の計画がしっかりと進められておればいい計画で、老朽化対策だとか、そういったものをしっかり初めから考慮されておって、であれば合併特例債、令和7年度で終わっちゃいますが、合併特例債だとか、あと緊急防災・減災事業債ですね、市にとって有利な起債があるんですね。こちらも使って、もうとっくに校舎等も整備できたんじゃないのかなあとと思いますが、これを検討していなかったというか、使わなかった原因をちょっと教えてください。

**○教育部長（佐藤博之君）**

先ほども申し上げましたとおり、当初の計画におきましては、地域の皆様方の御理解、合意が得られることが難しかった、またコロナ禍の影響がありましたこともありまして、教育委員会として進めることができなかったという点がございます。

また、今、教育委員会として地域の皆様方に御理解をいただいている状況でございますが、総事業費における財源の確保並びに業務量への対応については、引き続き市長部局と連携、協議を進めてまいりたいと考えます。以上でございます。

### ○11番（角田龍仁君）

最初からしっかりした計画と合意形成、確かに必要です。合意形成をやるにしても、やはり最初からしっかりとやはり合意形成というか、市民の声を聞いて進むべき。あと、やはり統廃合、適正規模に造るというのももちろん重要です。ただ、校舎ももう本当にほかっておけばどんどん老朽化してきますので、やはりその辺も念頭に入れて当初から計画を進めるのがよかったのかなと思います。

次に、道の駅と佐屋駅の関係について再質問に移ろうと思います。

こちら、ちょっと見ていただこうと思います。

こちらは、平成20年に第1次総合計画の土地利用の構想図になりますね。これ佐屋とか佐織と、ここが生活交流拠点というかそういう形で、一応土地利用の構想が出ております。

次、ちょっとまた見にくいんですけど、こちらが第2次のものになりますね。

こちらには、第2次になってから、観光拠点としてやはり今の道の駅から木曾川、古戦場から船頭平閘門までのぐるっとこちらは観光拠点で土地利用の計画が出されておるんですが、先ほどもちょっとお話ししたんですけど、佐屋駅周辺というのは53年にもう都市計画決定をされて、25年度に1回予備調査まで行っております。

道の駅はそれより後に、平成29年度に庁内検討会議が立ち上げられて、佐屋駅整備より遅く着手されましたが、もう一度先に進められた理由をお聞きしたいと思います。

### ○産業建設部長（宮川昌和君）

佐屋駅のほうが先に始めたのに道の駅のほうが後から始まったのに先になったというところでございますが、やはり先ほどからも御説明申し上げますように、こちらの基本計画や何か作成していく上において、当然佐屋駅についてはいろいろな課題があったというところで、そちらの進捗が遅くなったというところはございます。

やはり私どもも、計画等を順次進めることが可能なところから順次事業化していくということで事業のほうは進めておるところでございます。以上です。

### ○11番（角田龍仁君）

次に、こちらのほうのちょっとスライドを見ていただいて、ちょっと見にくくて申し訳ないんですけど、これ第2次総合計画後期基本計画のアンケート調査なんですよ。

公共交通というのが、これちょっと見て、グラフになっているんですよ。重点取組エリアの中、ちょっと赤で囲ったんですが、公共交通は、要は満足度が低くて重要度が高いというところに位置づけされております。

ちょっと下のほうのこちらですね、黄色でちょっとやらせていただいたんですが、こちら観光ですね。こちらは満足度も低いんですけど、重要度は低いよというところで、こちらは強化エリアということで、どちらかという、先ほど言われた重点エリアよりも後でいいんじゃないかというような位置づけなんですよ。

こちら見ていただくと、重点取組エリアというのは、特に取り組むべき施策の分野であって、あと黄色のところは、状況によっては見直しを行う必要がある施策の分野であるよというふう

に位置づけられてはおるんですけど、これ見ると、本当は問題点もあるにしろ、問題点を克服しながら、やはり佐屋駅のほうが先に進めるべきじゃなかったのかなあと市民の声からするとと思うんですが、その辺ちょっともう一度回答お願いいたします。

**○産業建設部長（宮川昌和君）**

道の駅周辺整備事業につきましては、第2次総合計画における土地利用計画に基づき、計画的な土地の利用を推進していくため、平成29年度より市内有数の集客力を有する既存の道の駅のリニューアルと新たな都市公園の一体的な整備ということで、観光拠点を目指し、事業のほうを遂行してまいっておるところでございます。

アンケート調査における観光に関する施策とともに、都市公園を新たに整備するということにより快適な住環境を提供し、10年先、20年先の地域価値を高める効果が期待できる事業となっているということでございます。

アンケート調査結果では、住環境の分野は、公共交通とともに重点取組エリアということで、特に取り組むべき施策の分野に位置づけられておりますので、引き続き市民の皆様にならぬ新たな都市公園整備を通じて、快適な住環境の提供を含め本事業を推進してまいりたいと思います。以上です。

**○11番（角田龍仁君）**

住環境というところを出してきたんですけど、住環境、確かに公園って住環境に部類するとは思いますが、この道の駅のところに造る公園というのは、周りに、要は住居、要は市街地じゃないですよ。基本的に住環境となると、住んでいるところで便利だということ、ほかの議員さんなんかの要望とかあると思うんですが、本当は市街地の中に、やはりボール遊びができる公園だとか、あと小さい子が遊びに行ける公園、あとは散歩できるような公園、こういったものが求められると思います。

今回造った道の駅の大きな公園、こちらのほうは、逆に言うと、本当にちょっと西へ行けば木曾三川公園東海広場とか、あと船頭平閘門の船頭平河川公園だとか、そういった大きな立派な公園もあるんですよ、逆に言うと。

その辺があるんでもったいないのかなあというふうに思うんですが、その辺は考えたりはしていなかったのか、ちょっとお伺いいたします。

**○産業建設部長（宮川昌和君）**

公園につきましては、先ほど議員もおっしゃられたように、やっぱり住居の側にある、私どものほうが整備しておりますちびっこ広場とか児童遊園、身近に行っていただく、本当に手軽に親子で行っていただけるような公園もございますが、やはりこのような形で差別化を図った都市公園ということで、こちらもいろいろな大きな場所を提供し、あと遊具やなんかもかなり特色のある遊具も用意するような形で、今、計画のほうを進めております。

やはりいろいろな形で親子にとって選んでいただけるような、近くのと、あとちょっと足を伸ばしてというような、そんな感じで差別化を図った形で公園のほうの整備をしているというところがございます。以上です。

○ 1 1 番（角田龍仁君）

差別化を図ったということで、立派な公園を造るという計画で進められたということですね。

こちらの道の駅の周辺整備事業の事業説明会において、収益アップにつながる事業であるというふうに説明されておるみたいなんですが、それで、本事業では指定管理料が10年で8億4,000万ということは、単純に10で割ると年間8,400万円に対して、事業収益及び設置管理許可による使用料収入合わせて約1,000万ぐらいというふうに聞いてはおるんですが、これ基本計画の段階で事業計画なんかはつくらなかったのか、その辺ちょっとお伺いいたします。

○産業建設部長（宮川昌和君）

本事業の事業計画は、導入施設の内容や概略の規模等の基本的な内容を整理することを目的として策定しております。

事業収支の見込みを整理するために必要である管理運営の体制、あと建築物の詳細につきましては、基本計画策定後の調整項目であることから、基本計画段階における運営上の収支を踏まえた事業計画は作成をしております。以上です。

○ 1 1 番（角田龍仁君）

事業計画は策定していなかったということですね。

通常、民間事業からすると、何でも事業をやる前に事業計画を出して、それをやはりしっかりとつくっているんな、銀行の借入れもそうなんですが、事業がこれは成功するかどうか、それを考えながら通常は進めていくのが当たり前なんですよ。

それで、もう一つ聞きたいのは、今までの道の駅は年間どれぐらいの維持管理がかかって、市にはどれぐらいのお金が入ったのかと、分かれば、今すぐ出てくればちょっと教えてください。

○産業建設部長（宮川昌和君）

年間の維持管理ということでございますが、道の駅、指定管理者のほうにお願いしておる部分でございますが、指定管理料は発生しておりませんので、例えばトイレ、あと自動ドアとか、そちらにかかる維持経費がかかっているというところであります。

あと、収入のほうといたしますと、指定管理者からの売上げからのバックがありますので、そちらが年間で300万円程度戻りがあるという、そういうような感じでございます。以上です。

○ 1 1 番（角田龍仁君）

今の答弁から聞くと、今まではほとんど経費がかかっていなかったというのが今分かったんですが、これは基本的に、恐らく49億を総事業費と言われても多分50億は超えると思いますんで、物価高騰を考えると、やはり年間1億ぐらい下手すれば指定管理料を払って、それでリベートが今のところ1,000万円ということでは、全くどのために事業をやったのかと今になって本当に。

これを永遠的に市民の血税で道の駅のために払われていくわけなんですよ。その辺はどう市長がお考えになっているのかお聞きしたいと思います。

○市長（日永貴章君）

道の駅の件について御答弁をさせていただきます。

先ほど部長が様々な経緯で御答弁をさせていただきましたけれども、公園の設置についても、市街地に近いところで設置したほうがいいのではないかという意見もあれば、市街地の近くであればやっぱり近隣対策についてもしっかり考えていかなければならないということと、メリット・デメリットがあると我々としては考えております。

また、道の駅につきましては、収益も非常に大切だと思いますけれども、どれほどの方が訪れていただけるのか。市民の方々も当然でございますけれども、市外の方々にも訪れていただいて、やっぱり愛西市を知っていただいて、愛西市を応援したいというふうな方がどれぐらい増えるのかということを考えていかなければならないと思います。

やっぱり日本全体が人口減少、少子高齢化ということでございますので、どのように自治体を維持していくのか、そういった視点を持って、今後道の駅として、我々としては検証していく必要があるのではないかなというふうに思っております。以上です。

**○ 11番（角田龍仁君）**

分かりました。

やはり愛西市をアピールするために造ったんだよという市長の考え、それもやはり一部考えとしてはあるとは思いますが。

しかしながら、やはりかなりこれから結構な経費がかかってくるということで、まずこれは合併特例債を利用してやられたと思うんですが、それ以外に有意な起債は考えられなかったのかをちょっとお伺いしたいと思います。

**○ 総務部長（近藤幸敏君）**

道の駅の周辺整備事業におきましては、本事業に活用可能な地方債の中から、事業費に対する充当率でありますとか交付税措置の割合などを基に有利な起債を検討した結果、合併特例債の活用をすることといたしました。以上でございます。

**○ 11番（角田龍仁君）**

分かりました。

合併特例、やはりほかにも過疎対策事業債というのも確かにあります。こういったものであれば、道の駅でも利用できたと思います。その辺も考えていただくとよかったのかなと思います。

今回は、3期続いた日永市政の実情について質問してまいりました。いよいよ来月4月に市長選が行われます。職員に当たる方は、法の下に行政を行い、市民の方に対して強い立場であります。職員に指示を出し人事権を持つトップ、市長に対しては弱い立場でございます。また、市長は選挙権がある市民の方が選びますので、市民の方は市長に強い立場でもあります。じゃんけんで例えるならば、職員がチョキで市長はグー、市民の方々はパーです。市民の方が圧倒的に勝つわけです。

また、市長選は直接選挙であり、会社でいうなら社長を直接投票によって市民が選べることができます。4年に1回訪れる一番の武器である投票権を持つ市民の方々がしっかり考えてい

ただき、愛西市の未来を開くために選挙に極力参加していただくことをお願いし、私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（近藤 武君）

11番議員の質問を終わります。

ここで休憩を取らせていただきます。再開は11時20分といたします。

午前11時10分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（近藤 武君）

それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位3番の6番・山田門左エ門議員の質問を許します。

山田門左エ門議員。

○6番（山田門左エ門君）

それでは、発言通告書に従って一般質問を始めさせていただきます。

今回は3点の質問を行ってまいります。

まず、第1点目は毎年行われている予算編成の見直しについてでございます。2点目は愛西市が発展するためのインフラ整備について、3点目は学校統廃合計画が未定となっている影響について順次質問を行ってまいります。

まず最初に、予算編成の在り方についてですが、決算では毎年剰余金が発生し、基金に積み立てており、令和2年度では、一般会計の基金は166億円から令和5年度で174億円にもなっております。この金額は、1人当たりに換算しますと、お金持ちの豊田市の2倍に相当します。3年間で8億円もまた増えております。

一方、老朽化した小・中学校施設の建て替えや防災対策にお金が回っていないという実態があります。他の自治体と比較しても、一般会計の基金の額は異常に大きくなっているが、各種基金のうち、財政調整基金についても、令和5年度の53億円からさらに70億円まで積み増す計画ということをお話されましたが、本来の財政調整基金の趣旨は、年度間の財源の不均衡を調整するために設けられた基金であり、資金が一時的に不足するときに使うもので、これ以上の財政調整基金は必要がないと思います。

愛西市の年度ごとの歳出を調べますと、基金への積立額を除くと、裸の支出金ですね、ここ二、三年の実際の支出は240億から250億円程度で安定しております。過去の決算の統計からも、剰余金を見通せば基金の取崩しも少なくなるような予算編成が可能となり、必要以上に基金を増やす必要もないので、こうした基金の使い方をする考えはないか、お尋ねいたします。

続いて、2点目ですが、第2次愛西市総合計画には都市基盤の項目があり、市の発展のために道路整備が重要な課題となっていましたので、インフラ整備として、道路計画について質問をいたします。

昨年から大きく取り上げられていました一宮西港道路計画は、3つのルート案が提示され、地域住民にもアンケートがありました。愛西市は早期開通という要望を出していますが、155

号線と並行するいわゆる西側ルート of 要望はしていないので、どのルートになるか分かりません。この高速道路のルートが決定した場合に備えて、一宮西港道路に接続する国道や県道の計画についても愛西市として研究し、積極的に取り組んで、国や県の道路行政にもお願いすべきと思います。

愛西市としてどんな道路ネットワークにしていくのか、また高速道路によって地域開発をどのように進めていくのか。都市計画にも大きな影響があると思うので、取り組む内容について教えてください。

次に、第3点目ですが、教育委員会が進めている学校統廃合計画の進捗について質問をいたします。

現在、佐屋小学校準備委員会や八開・立田地区の中学校統合についての準備委員会を開始していますが、昨年の12月議会の一般質問で今後の計画について質問をしましたが、回答は差し控えるという回答でした。

また、教育委員会では、計画が未定では子供たちの生活や受験などもあり、将来どうなるのかわからないのでは計画が立てられない。また、不安を解消するためにも計画をはっきりすべきという声が教育委員の中からもありました。

教育委員会は、財源の確保が未定であること、一度発表してしまえば変更が難しいから答えられないという話をされていましたが、市として今後の計画についてきちんと答えるべきと思いますので、回答ください。

以上、3点を一括質問としますので、順次お答えください。

#### ○総務部長（近藤幸敏君）

私からは、大項目1点目の予算編成の見直しはについての剰余金を見越して予算編成を行い、決算で出た剰余金を基金に戻せば基金が元に戻るとということについての考えについての御答弁をさせていただきます。

地方財政法の規定により、前年度決算における剰余金の2分の1を下回らない額を積み立てることとなっておりますが、毎年度の決算における財政調整基金の取崩し額はこれを上回っておりますので、減少傾向となっております。私からは以上でございます。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

私からは、大項目2点目、市が発展するためのインフラ整備はということで、一宮西港道路のルートを決定した後、関連する道路計画について何に取り組んでいくのかということでございます。

一宮西港道路が担う役割は、広域アクセスの向上、物流機能の強化、防災機能の向上、地域開発の進展、生活環境の向上などが上げられ、当地域に与えるインパクトは大きいものとなります。一宮西港道路のルートが決定した場合、その影響を最大限に生かし、市全体の交通ネットワークの強化を図る道路計画が必要であると考えます。ルート決定とともに示される新たなインターチェンジは、国道または県道に接続するよう整備されることが予想され、それらの道路へつながる幹線道路の強化、交通安全対策の充実に向けた道路整備に取り組むことが想定さ

れます。

さらには、新たな地域開発計画との連携を推進し、市全体のバランスの取れた発展を目指し、道路整備に取り組まなければならないと考えております。私からは以上です。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

私からは、大項目3点目、学校統廃合計画が未定となっている影響はに係る第Ⅰ期基本計画の今後の取組について御答弁させていただきます。

令和7年2月7日に開催した定例教育委員会において、各施策の具体的なスケジュールについて協議し、現時点では財源の確保並びに業務量への対応から示すことは難しいことが確認されました。

現在、第Ⅰ期愛西市立小中学校適正規模等並びに老朽化対策基本計画の具体的施策のうち、佐屋小学校準備委員会、現在の佐屋中学校の場所に現在の立田中学校区と佐屋中学校区の全部を一つの学区とする新たな中学校を配置するA中学校（仮称）準備委員会、現在の佐織西中学校の場所に現在の八開中学校区と佐織西中学校区の全部を一つの学区とする新たな中学校を配置するB中学校（仮称）準備委員会の3つの準備委員会及び検討部会を設置し、検討を進めているところです。

教育委員会としては、令和7年度は佐屋小学校における基本構想、計画に係る取組のほか、学校適正化に係る施策を進めるために、愛知県教育委員会から派遣される指導主事を1人増員する提案をさせていただいております。A中学校（仮称）準備委員会並びにB中学校（仮称）準備委員会では、教育課程や学校行事計画、学校名や校歌、校則、生徒や教員の事前交流計画、通学路の選定、PTAやコミュニティ・スクールなどについて具体的な検討、協議に取り組むことを計画しております。

なお、学校施設の整備につきましては、佐屋小学校と同様に既存施設の健全度調査を行い、その調査結果から、改築もしくは大規模改修を検討する必要があります。その後、基本構想、計画、基本設計、実施設計を行い、工事と進めることとなりますが、改築と大規模改修では工事期間が異なることが想定されます。

現時点においては、学校施設整備における改築もしくは大規模改修の手法が確定していないことや、総事業費に係る財源の確保、業務量への対応なども併せて考慮する必要があるため、スケジュールを示すことは差し控えさせていただきます。以上でございます。

#### ○6番（山田門左エ門君）

それでは、再質問を行ってまいります。

まず、予算編成についてですが、愛西市の一般会計における各種基金の総額は174億円にも積み上がっている一方で、学校施設は老朽化したままです。

市の総務部より、財政調整基金をさらに積み増して70億円に、公共事業整備基金を110億円まで増やしたいので、減価償却の10%を基金として確保する計画と述べられていますが、今後5年間で毎年幾ら基金に積むのか。新たに投資している道の駅再整備計画工事費の減価償却も含めてお答えください。よろしく申し上げます。

○総務部長（近藤幸敏君）

公共事業整備基金につきましては、公共施設の長寿命化対策に必要な経費として、減価償却累計額の10%を目標額としてまいりました。しかし一方で、公共事業整備基金は、既存の施設の老朽化対策事業費などに毎年度活用していることから、令和4年度をピークに減少を続けております。令和7年度予算においても活用を図ってまいります。

なお、道の駅再整備につきましては、現在工事途中のため、減価償却累計額に含んでおりません。以上でございます。

○6番（山田門左エ門君）

実際の金額がどうなるかお答えがないので、私が調べたところをお話ししますと、令和5年度の財務諸表の中からバランスシートを参考にしますと、建物の減価償却累計額は260億円です。工作物の減価償却累計額が950億円になっております。これを足すと10%なら120億円になりますが、こういう数字ではないんですか。お答えください。

○総務部長（近藤幸敏君）

先ほども申しましたが、公共事業整備基金につきましては、目標額として減価償却累計額の10%ということですので、あくまで目標額という形で認識しております。以上でございます。

○6番（山田門左エ門君）

結局、じゃあお話にならないということ。

それでは、道の駅再整備工事の建築等工作物減価償却額を加えた数字になりますとさらに増額になりますので、仮に建築と工作物で40億円とすると、概算で毎年1億円ぐらいが減価償却として増えていくということになります。

そもそも減価償却額の10%を基金にするというルールを決めたときにどんな議論をされたのか、そもそも建築物と工作物、こういった扱いになっているのか教えてください。

○総務部長（近藤幸敏君）

先ほどの減価償却の10%についてでございますが、公共事業整備基金の趣旨といたしまして、既存の施設の老朽化対策の事業費に充てるということでございますので、こういった観点で、一応目標額という形で示させていただいているというものでございます。以上でございます。

○6番（山田門左エ門君）

つまり、ほとんど何も議論されていないというふうにしかられませんね。

それでは次に、一般会計以外にも特別会計の減価償却も対象にして、上下水道あるいは八開診療所なども対象となるので、それぞれ今後5年間にどれだけの基金を積むことになるのか教えてください。

まず、上下水道についてお答えください。

○上下水道部長（山田英穂君）

水道事業会計及び下水道事業会計は公営企業会計による経理を行っているため、減価償却費そのものを収益的支出において現金支出を伴わない経費として費用化計上をしております。

水道事業会計の減価償却費は、今後5年間に於いて年間約1億3,000万円を計上していく見

込みでございます。現在、資本的支出は約5億円規模で推移しており、このペースで事業を進めていきますと仮定した場合、事業に対する財源不足への補填額は年間約1億円が見込まれます。よって、年間に減価償却費の約10%が留保され、令和5年度から企業債の借入れを再開したことにより、令和10年度以降は元金償還額が増加し、留保される割合は減少に向かうものと見込んでおります。

下水道事業会計の減価償却費は、今後5年間において年間約10億円を計上する見込みです。現在、資本的支出は約24億円規模で推移しており、このペースで事業を進めていくと仮定した場合、国庫補助金等を差し引いた事業に対する財源不足への補填額は年間約4億円が見込まれます。よって、年間の減価償却費から長期前受金戻入を差し引いた額が損益勘定留保資金に蓄えられ、年間に減価償却費の約10%が留保されます。令和8年度以降は、農業集落排水事業等基金の枯渇により留保される割合は減少に向かうものと見込んでおります。以上でございます。

#### ○6番（山田門左エ門君）

ありがとうございました。

上下水道関係は、恐らくこれから収入がどんどん減っていくだろうというふうに思います。また、どんどん老朽化しているので、減価償却額をそのまま充てても元には戻りませんので、相当老朽化していると思います。まだ当時取得した価格とは違いがありますので、今後、更新工事にそのまま充てる見込みのあるわけではないと思います。

愛西市の地震対策として、現在の基金で十分であり、問題はないということですか、お答えください。

#### ○上下水道部長（山田英穂君）

水道事業会計及び下水道事業会計のほうは、かなり収入のほうが増減しておりますので、今後、使用料等の見直し等を検討しながら、財源確保に向けて検討してまいりたいと考えております。以上です。

#### ○6番（山田門左エ門君）

次に、八開診療所についても同様に減価償却をしていくので、基金として今後5年間、毎年幾ら積むのかお答えください。

#### ○保険福祉部長（田口貴敏君）

それでは、私のほうから、八開診療所の基金に関して報告をさせていただきます。

運営並びに施設の設備及び維持管理に資するため、愛西市国民健康保険八開診療所運営準備基金を設置しておりますが、減価償却費の割合までは定めておりません。

基金につきましても、毎年取崩しをして運営を続けており、積み立てることができておりません。以上です。

#### ○6番（山田門左エ門君）

愛西市には、特別会計に国民健康保険八開診療所運営準備基金が設置されておりますが、これは地方自治法241条により、普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けること

ができるとあります。

つまり、この基金は財産を維持するための基金であって、財政調整基金のように年度予算の均衡を是正するためのお金がなくなったら基金を使うというようなものではないので、毎年の運営費が足りないからこの基金を使うものではありません。

毎年、地方交付税として八開診療所に国から運営費が700万出ているのに使わせないどころか、本来の基金の趣旨に反して、基金から繰り出して診療所を運営している。これ使い方が間違っていますが、お答えください。

**○保険福祉部長（田口貴敏君）**

この基金の目的ですけれども、運営並びに施設の整備及び維持管理に資するために使うという内容でございますので、その目的に準じて活用していると考えております。以上です。

**○6番（山田門左エ門君）**

それでは、なぜ地方交付税にこの診療所宛てに出している700万円を使わないのか。これはおかしいでしょう。教育費だって地方交付税に入っています。それは教育費としてちゃんと使われています。どうして診療所に対してお金が国から出ているのに、使わせないというのはおかしいんじゃないですか。お答えください。

**○総務部長（近藤幸敏君）**

先ほども御答弁させていただいておりますが、八開診療所の運営につきましては、現在、先ほどの八開診療所の運営準備基金、こちらのほうを活用するという形で進めておりますので、現時点においてはそういった形で運営をしているということでございます。以上でございます。

**○6番（山田門左エ門君）**

それでは、何でじゃあ地方交付税として診療所にお金が出ているのに、一体そのお金をどこに使っているんですかね。おかしいと思いませんか。一方では、海南病院には年間4,000万を超えるお金が出ていますが、そちらには地方交付税なんか入っていませんよ。診療所にはお金が国から出ているのに使わせないというのはどうしても矛盾がありますが、どう考えますか。

**○総務部長（近藤幸敏君）**

繰り返しになりますけれども、先ほどの特別会計であります国民健康保険特別会計の八開診療所の運営については、準備基金を今有しておりますので、そちらの活用で進めているところでございます。以上でございます。

**○6番（山田門左エ門君）**

これ何億円もあったんですね、もともと、この基金には。もうあと数千万円しかありません。基金がなくなったらどうするのか教えてください。

**○保険福祉部長（田口貴敏君）**

現在、基金を活用しながら今後の運営形態を含めて検討しております。以上です。

**○6番（山田門左エ門君）**

話がおかしいんですね。今回、来年度予算も提示されていますが、収入はさらに減っています。減っているという、そういう前提で予算がつけられています。つまり、ここの診療所に通

う人はさらに減るということを前提にしているので、さらにお金は不足していきます。どんどん流出しますが、どうするおつもりなのか。これは、もうあと1年か2年でもうなくなると思いますが、なくなった場合のことをお答えください。

**○保険福祉部長（田口貴敏君）**

それも含めて、現在総合的に検討しております。以上です。

**○6番（山田門左エ門君）**

もう回答していただけないので、次の質問に移ります。

愛西市の平成30年から始まる第2次総合計画で主要道路の整備に取り組む計画を掲げていましたが、ほとんど実績がありません。10年間でゼロメーターということだというお答えをいただいておりますが、今後どのように取り組むのかお答えください。

**○産業建設部長（宮川昌和君）**

本市における都市間、地域間を結ぶ主要道路であります都市計画道路は、多くの路線が昭和53年に国道や県道を中心に都市の拡大を前提に都市計画決定されているものの、社会経済情勢等の変化もあり、長期未着手な状況となっております。

こうした厳しい状況の中、現在、市町村合併以前より愛知県と岐阜県において継続的に調整している木曾川・長良川新架橋及びそれに接続するアクセス道路の事業化に向け、県担当部局と共に関係機関との協議を進めているところでございます。

今後は、新架橋及びそれに接続するアクセス道路の都市計画決定に向け、適宜、県担当部局と調整を図り、事業説明会の開催や都市計画（案）の縦覧等、順次都市計画手続に入りたいと考えております。

なお、ほかの長期未着手路線につきましては、引き続き今後の社会経済情勢等の変化を踏まえ、計画の必要性を検証してまいりたいと考えております。以上です。

**○6番（山田門左エ門君）**

それでは、次の質問に移ります。

木曾川・長良川新架橋も大事かもしれませんが、先に155号線の4車線化が全く進んでいませんので、ぜひ取り組んでほしいと思います。この道路は、愛西市を南北に通過する唯一の道路であり、中部整備局も一宮西港道路の必要性の一つとして同様のことを述べていました。愛西市が発展するためには、155号線の重要性を知ってほしいと思います。

次に、愛西市はほとんどの地域が農業振興地域であり、市街化調整区域が広がって工場や住宅などの建築に制限があること、立田や八開地区には不耕作地域も多く存在していますが、市の発展のための市街化調整区域を外していくような都市計画を策定するというような計画はないのかお答えください。お願いします。

**○産業建設部長（宮川昌和君）**

本市における立田地区、八開地区は、愛知県が定める区域区分により全域が市街化調整区域となり、無秩序な開発の抑制と優良農地を保全するため、計画的な土地利用に努めてきております。

一方で、人口減少や本市の基盤産業である農業の担い手不足等により、空き家や耕作放棄地が増えつつあり、既存集落のコミュニティー維持が課題となってきました。

こうした状況の中、令和6年5月、愛知県により愛知県市町村人口問題対策検討会議が立ち上げられ、現在、県担当部局と共に空き家の活用、農業の振興、地域交通の確保の3つの観点により、人口減少の課題解決に向けた具体的な施策案を検討している状況であります。その検討結果を踏まえ、今後も引き続き県担当部局に地域の実情について伝えてまいりたいと思います。以上です。

#### ○6番（山田門左工門君）

空き家の活用とか農業振興、あるいは地域交通の確保の3点だけでは問題解決しないと思います。地元の住民からは、市街化調整区域ばかりで家が建てられない、人口も増えないという声が多く集まっています。さらに、学校統廃合問題でこの地域から出ていってしまう人もいます。人口減少問題に真剣に取り組んでほしいと思います。

先月、大津の全国市町村国際研究所でセミナーが行われ、参加しましたが、全国から議員が集まり、人口減少問題をテーマに講義がありました。事前に課題が設定され、140名の議員から出された全国の人口減少対策の実態について、レポートを基に議論をしていましたが、この140名の出されたレポートを全て読んでみましたが、結局、人口減少に歯止めがかかっている自治体の特徴は3つありました。

1つは大都市の近郊にありベッドタウンとして機能している地域、2つ目は大企業の工場誘致に成功している地域、そして3つ目は区画整理事業など住宅地開発などで地域開発を行った地域ということが分かりました。愛西市は、幸いにも名古屋に近いという大都市圏に入りますので、都市計画をきちんと行えばまだ可能性があるのではないかと思います。

子育ての福祉政策はどこの地域でもやっています。福祉政策だけで若い人が愛西市を選んでくれるわけでもなく、人口が増えるわけではありません。道路、駅前、商業施設、公共施設などのインフラを整備して、市が発展する都市計画をつくるべきです。立田の道の駅の再整備工事に50億円を投資しても、市が発展するわけではありません。

日本政策投資銀行が10年前に発表しています。日本の多くの市町村では、右肩上がりの高度成長期につくったインフラが老朽化し、建て替えの時期を迎えています。さらに、少子高齢化で人口減少が進み、今後税収が落ち込んでいく厳しい財政状況になるだろう。しかし、市町村合併をした自治体においては、合併による恩恵で合併特例債を使い、建物を次々と建設してきたが、その負債を抱え込むことになるかと述べています。愛西市は大変似ていると思います。このような無駄な投資は、一旦止めなければなりません。

次に、学校統廃合の計画について再質問を行います。

御答弁では、佐屋小学校の建物の健全度調査をしないと建て替えか改修にするか分からないので、はっきりした計画が提示できないという答弁でしたが、では幾ら早くなってもこの時期より早く統合はできないという時期の提示はできませんか。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

これまでの改築をした場合における学校のスケジュールに関しては、基本設計、基本構想、実施設計に2年、工事で5年は示されております。

一方で、今現在、教育委員会が進めております学校施設の適正化並びに老朽化対策につきましては、まだそれぞれ手法が決まっていない段階でございますので、スケジュールについては差し控えさせていただきます。以上でございます。

**○6番（山田門左エ門君）**

では次に、学校統廃合計画が遅れることによって、有利に使えるはずだった合併特例債が難しくなっていると聞いていますが、いつまでが期限だったのか教えてください。

**○総務部長（近藤幸敏君）**

合併特例債につきましては、合併した市町村の新市建設計画に基づく事業などの経費について、合併年度とその後10年度に限って財源にできる地方債でしたが、東日本大震災により被災地は10年、それ以外の市町村は5年延長され、平成30年には再延長が決定されました。これにより、愛西市では合計で20年にわたり合併特例債の適用を受けることとなり、令和7年度が最終年度となります。以上でございます。

**○6番（山田門左エ門君）**

結局、合併特例債は平成7年度で終わってしまうということで、もう使えないということですね。

平成27年から始まった愛西市の学校統廃合、もう10年を迎えますが、結局合併特例債という有利なこういう補助金が使えなくなってしまったということになります。やっぱりこれは大きな責任があると思います。

では、合併特例債が使えなくなったらどんな有利な補助金があるのか教えてください。

**○教育部長（佐藤博之君）**

文部科学省が所管する学校施設環境改善交付金及び公立学校施設整備費国庫負担金のほか、環境省が所管するZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業などの補助金が活用できると考えております。以上でございます。

**○6番（山田門左エ門君）**

これは、合併特例債は7割が国負担、今おっしゃられている国庫負担金とかいろいろありますが、これはどれぐらいの国が負担してくれるのか教えてください。

**○教育部長（佐藤博之君）**

まず、学校施設環境整備交付金につきましては、補助率が3分の1、次に公立学校施設整備費国庫負担金につきましては、補助率が2分の1、ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業に係る補助率は、新築の場合ですと2分の1、既築の場合ですと3分の2の補助になっております。以上でございます。

**○6番（山田門左エ門君）**

結局、合併特例債が大変有利だったということで、それが使えなくなったというのは、やっぱり市の今までの学校統廃合のやり方が非常にまずかったということで、市の負担は非常に増

えるということになるということですね。

それから、では次の質問に移りますが、学校統廃合計画が作成されているということは、予算措置として長期的に投資計画をつくることになるので、資金調達の計画を策定していないのか教えてください。

**○教育部長（佐藤博之君）**

教育委員会といたしましては、第Ⅰ期基本計画に係る予算措置計画は作成しておりません。基本計画で掲げる施策を計画的に進めるために、市長部局と連携、協議を進めているところでございます。以上でございます。

**○6番（山田門左エ門君）**

それでは、続いて質問を続けさせていただきます。

そもそも学校統廃合計画は少人数学級の解消だったはずですが、開治小学校では複式学級が目前になっています。八輪小学校との統合は計画にないと教育委員会は答えておられますが、これは一体誰が決められたのでしょうか。

**○教育部長（佐藤博之君）**

学校規模等適正化については、教育委員会として平成26年度から取り組んでおり、平成29年9月に立田・八開地区の学校全てを統合し、小中一貫校1校とする方向性を決定いたしました。

平成29年9月から11月にかけて延べ8回の保護者説明会と、平成30年7月には2回の地域説明会を開催し、地域の合意形成を図りましたが、平成30年8月1日に八開地区の学校を守る有志の会から愛西市立小中学校規模適正化政策に反対する要望書が提出されるなど、地域との合意形成が難しい状況でした。

令和3年12月に出生数の低下、子供たちの学習自体の変化、施設の老朽化の進行といった学校を取り巻く環境の変化を受けて、平成27年2月に策定した愛西市立小中学校適正規模等基本方針や愛西市立小中学校適正規模等検討協議会からいただいた愛西市立小中学校適正規模等基本計画の提案が令和3年度時点の状況に応じたものであるかを検証するため、学識経験者や有識者、小・中学校長を委員とする愛西市立小中学校適正規模・適正配置等検証委員会を設置しました。

検証委員会からは、令和4年3月に、これまでの基本方針を見直し、新たな基本方針に基づいた基本計画を改めて協議する必要があるとした愛西市立小中学校適正規模・適正配置等についての提言を受けました。教育委員会では、提言を柱に据えて、子供たちにとってよりよい教育環境の整備、構築を推進するために、令和4年6月に愛西市立小中学校適正規模等基本方針を改定いたしました。

その後の愛西市立小中学校適正規模等検討委員会や愛西市立小中学校適正規模等並びに老朽化対策検討協議会、地区検討協議会、保護者説明会、座談会、意向調査、パブリックコメントなどでいただいた御意見と併せて、本市で育つ子供たちへの教育環境にとって望ましい学校の在り方について協議を重ねてきた結果として、令和6年3月26日に臨時教育委員会を開催し、第Ⅰ期基本計画を策定し、公表いたしました。

八開地区における小学校の再編につきましては、八開地区検討協議会で協議に至らなかった、意向調査に質問を設けていない等の経緯を踏まえ、第Ⅰ期基本計画（案）の時点から具体的な施策として盛り込んでおりません。

現在、第Ⅰ期基本計画の施策に取り組み始めた途上でもあることから、教育委員会として、現時点においては八開地区における小学校の再編に係る取組は考えておりません。以上でございます。

**○6番（山田門左工門君）**

時間があまりなくなってきましたので、肝腎なところだけ質問いたします。

開治小学校は、複式学級が見込まれる場合について、これはもう随分前に委員会で報告がされています。令和4年9月に出された愛西市立小中学校適正規模並びに老朽化対策協議会の提言書が出されています。その内容は、開治小学校については、複式学級が見込まれる5年前までに適正規模に向けた具体的な方策を検討とあります。これやっていないということですよ。

**○教育部長（佐藤博之君）**

教育委員会といたしましては、第Ⅰ期基本計画策定後、毎月、市内各小学校区における未就学児童数を注視しております。令和7年2月1日時点の未就学児童数の状況からも、数年後に複式学級の可能性が出てくることを確認はしております。

現在、第Ⅰ期の施策に取り組み始めた途上でもあることから、教育委員会として、現時点においては八開地区における小学校の再編に係る取組は考えておりません。

しかしながら、愛西市立小中学校適正規模等基本方針において、小学校の学級編制の下限を各学年1学級の6学級としていることから、第Ⅰ期基本計画に係る各施策の検証と併せて考えてまいりたいと思っております。以上でございます。

**○6番（山田門左工門君）**

これは、すぐに実行に移せという内容のものではなくて、方針なんです。どうするかという方針ぐらいは出せるでしょう。どうですか。

**○教育部長（佐藤博之君）**

開治小学校の未就学児童数を先ほど注視していると答弁させていただきました。今、教育委員会として確認しておりますのは、このままの児童数ですと令和12年度に複式学級に及ぶことを確認はしております。

先ほど議員がおっしゃっていただいたとおり、5年前をめどにということで私ども提言を受けておりますことから、令和7年度につきまして、第Ⅰ期基本計画に係る各施策の検証と併せて教育委員会で協議をしていきたいとは考えております。以上でございます。

**○6番（山田門左工門君）**

最後の質問になりますが、教育長にお尋ねしますが、こういう状況で小規模学級をなくそうというのがもともとの政策の元になっておりますが、いまだに、複式学級になって、もう目の前になっておりますが、どうお考えですか。

**○教育長（河野正輝君）**

この2つの小学校の適正化を実現するためにどのような手法を取ればよいのか。これは教育委員会が独自で決めることではなく、有識者や地域の皆様の意見を伺い、慎重に検討を重ねる必要があります。

令和4年度に設置しました愛西市立小中学校適正規模等並びに老朽化対策検討協議会において、市内小・中学校の全ての適正化及び老朽化対策についての御提案をいただきました。八輪小学校と開治小学校の児童数の推移と今後の状況はこれまでも注視してまいりましたが、両校の校長をはじめ教員からも、子供たちや学校の様子については逐次伺っております。

愛西市立小中学校適正規模等並びに老朽化対策基本計画の第I期の5つの施策の実現を目指しつつ、八輪小学校と開治小学校の状況を継続して注視し、地域の皆様の御理解が得られましたら、共に八輪小学校と開治小学校の学校再編について、できるだけ早く協議を始めたいと考えております。

なお、令和7年度より指導主事を迎える予定です。新たに適正規模化等コーディネーターとして役を担っていただき、小学校間の交流活動を進めていきたいというふうにも考えております。以上でございます。

**○6番（山田門左エ門君）**

一言だけ。

これは、住民の意見をちゃんと聞かなかったことが大きな原因だと思います。

以上です。ありがとうございました。

**○議長（近藤 武君）**

6番議員の質問を終わります。

ここでお昼の休憩を取らせていただきます。再開は13時05分といたします。

午後0時06分 休憩

午後1時05分 再開

**○議長（近藤 武君）**

それでは、お昼の休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位4番の3番・中村文武議員の質問を許します。

中村文武議員。

**○3番（中村文武君）**

それでは、一般質問のほうをさせていただきたいと思います。

午前中の一般質問の中で、本当に皆さん、緊急防災事業債というようなところで、私も言おうかなといったところで、皆さん本当に同じようなことを先に聞かれてしまいましたので、本当にどうしようかなという、ちょっと迷っている最中でございます。

冒頭に言います防災事業債というお話、令和7年度ということと合併特例債というお話、これも令和7年度ということで、緊急防災事業債についてはひよっとすると今も国会で恐らく議論中でございますので、もしかしたら石破総理のことですから延長というのはあるかもしれませんが、そういったことも含めてちょっとお伺いしていきたいなと思いますので。

午前中の中で過疎債というお話も出まして、私のほうから1つ提案なんですけれども、今回今年度委員長、馬淵委員長の下行かせてもらった茨城の研修ですとか、あと私が自主的に行かせていただいた北海道の研修なんかでも、やっぱり過疎債を使っているところがありまして、愛西市は今、過疎地ではございませんけれども、一部過疎指定というのがやっぱりありまして、こちらでいうと旧八開・立田地区なんかですと10年未満の、人口が減ったときとかにそういった話でどういうふうにしていくかというのは国勢調査の事例のところ、今後国勢調査の後に変わっていくというようなことも県で聞いていますので、そういったことも1つお話だけしておきたいなというふうに冒頭ちょっと思いました。

早速、今日は特に発言通告書のとおり教育について主にお伺いしていきたいなというふうに思っております。

大きく4点ございまして、小学校の体育館のエアコン設置、学校開放、学力向上対策、そして児童・生徒の交通安全ということ、4点についてお伺いしたいと思います。

まず1点目、小学校体育館へのエアコン設置の予算要求の状況はということと、緊急防災事業債を使ってはどうかということをお伺いしたいと思います。

2点目、学校開放につきまして、12月議会でもやってほしいというようなお願いをしました。そのときにもお伺いしましたが、校長会での協議をするということで、この進捗状況はどうかということをお伺いしたいと思います。

3点目は、学力向上対策というようなことの視点で、全員に公教育、公の教育ということで、すので広く勉強していただく必要があるということで、長期欠席、例えばインフルエンザで10日休みとか、不登校傾向へのオンライン授業対応についてどのように考えるか、お伺いしたいと思います。

また、今後いろいろ学校統廃合の中で小中一貫校というようなことも出てくるとは思いますが、その小中一貫校の学力向上への効果というものを、日本全国今かなり多くの小中一貫校がございしますので、そういったものはあるのかどうかということをお伺いしたいと思います。

最後4点目、通学路におきまして、やはりいろんな事故が発生はしております。愛西市内多くの通学路、そして交差点が危ないところはありますけれども、特に危険と思われる箇所は幾つあるのか、お伺いしたいと思います。

以上、総括質問といたします。お願いします。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

大項目1点目、小学校体育館へのエアコン設置に係る小学校体育館へのエアコン設置の予算要求状況及びその財源について御答弁させていただきます。

新年度の事業への取組は、教育委員会において事業の緊急性や必要性、業務量等を総合的に勘案して優先順位をつけます。学校に係る事業の中で小学校体育館に空調設備を整備することは、児童の学校生活や有事の際における避難所としての利用時などにおいて、熱中症対策などに効果が見込まれると考えます。しかしながら、佐屋小学校並びに他の小・中学校施設の老朽化対策、児童・生徒が利用するタブレットの更新、スクールソーシャルワーカー並びに部活動

指導員の配置など、新たに取り組む事業も含め、教育事業全般に係る事業費及び業務量等を踏まえ、令和7年度においては取り組むこととはしておりません。

なお、令和6年9月現在で、武道場を含めた小・中学校体育館等における空調設備設置率は、全国で18.9%、愛知県では20.6%となっております。近隣市におきましても、令和7年1月末現在で、津島市以外では設置されていない状況であることを確認しております。

続きまして、財源の確保につきましては、教育委員会として国もしくは県の負担金、補助金を活用するなど、有利な財源の確保に努めております。

続きまして、大項目2点目、学校開放の拡大に係る校長会における協議結果についてですが、議会における質疑結果は教育委員会及び小・中学校長会で報告するとともに、提案内容を協議いたします。

現在、学校体育施設は学校教育に支障のない範囲内で開放しております。小・中学校長会における協議では、学校体育施設の開放について従来どおり学校教育に支障のない範囲内で開放するとしてほしいや、午後6時は教員が残務中であり、駐車場の十分な確保が課題であるなどの否定的な意見が多数を占める一方で、問題ないとの肯定的な意見も出たと報告されております。中学校運動場の遊び場としての一般開放につきましては、部活動など学校教育で使用しているため、開放日の周知などに課題があるとの否定的な協議に終始したと報告されております。また、音楽室、音楽教室の開放につきましても、学校管理者不在の中、セキュリティーの課題などから問題であるとの否定的な協議に終始したと報告されております。

続きまして、大項目3点目、学力向上対策に係るオンライン授業の実施状況並びに小中一貫校の学力向上への効果につきまして御答弁させていただきます。

小・中学校において保護者との面談などの際に、基本的にオンライン授業を提示しております。オンライン授業を実施できる環境が整備されている状況を踏まえ、オンライン授業も学びの選択の一つであることを令和7年1月に開催されました小・中学校長会で改めて周知いたしました。

続きまして、小中一貫校の学力向上への効果につきましては、小中一貫校に特化した学力向上に関するデータは教育委員会として確認できておりません。文部科学省は、平成29年3月1日時点における小中一貫校を含む小中一貫教育の導入状況調査を実施しております。調査結果では、小中一貫教育を導入した自治体において、全国学力学習状況調査の結果が向上したかとの質問に対し、「大きな成果が認められる」「成果が認められる」と回答した自治体は61%でした。小中一貫教育につきましては、平成18年に教育基本法が改正され、義務教育の目的・目標が創設された、教育内容や学習活動の量的・質的な充実が求められていることなどから、文部科学省でも推進しております。義務教育の9年間を1つの教育課程として捉え、児童・生徒、学校、地域の実情等を踏まえた具体的な取組内容の質を高めることができれば、学習面だけでなく学校での生活面や学校運営面など幅広い効果が得られるとされております。

続きまして、大項目4点目、児童・生徒の交通安全対策に係る通学路上の危険と思われる箇所についてですが、小学校の通学路につきましては、毎年各校で点検を行い、危険と思われ

る箇所を教育委員会事務局職員が道路等の管理者と共に現地を確認し、危険解消に向けた対策を協議しています。また合同点検以外にも、通学路の変更に伴う安全対策や危険箇所の改善などの要望を学校や保護者等からいただいた際には、当該箇所を速やかに点検し、関係各所と協議します。教育委員会としましては、協議した結果、何らかの対策が必要と判断された箇所が順次解消されていることから、現在特に危険と思われる箇所は特定しておりません。

なお、令和6年10月の通学路合同点検の結果、12小学校から60か所の申請があり、現在取り組んでいるところでございます。以上でございます。

### ○3番（中村文武君）

それでは、再質問していきたいと思います。

まず、通学路につきまして、先ほど12小学校から60か所の申請があったということでございますけれども、申請された60か所の対応は可能でしょうか、お伺いします。

### ○産業建設部長（宮川昌和君）

各学校から申請されました危険箇所のうち改善が必要な箇所につきましては、教育委員会と連携し対策を講じております。なお、地域から要望される交通安全対策と予算の配分バランスを考慮し、重要度の高い箇所から優先的に対策を講じるなど、計画的な執行に努めております。また、他機関に関する要望につきましては、しっかりと要望内容を伝えてまいります。以上でございます。

### ○3番（中村文武君）

しっかりと対策をしていただけてということで、よろしくお伺いしたいと思います。

では本題、重たいテーマに入りまして、小学校のエアコンについてお伺いしたいと思います。

先ほどの御答弁、人・物・金で総合的にできないというような御判断かなというふうに思いました。先ほどの午前中の質問でもありましたけれども、事業債が令和7年度までということでございます。財政のほうから見れば、ぜひこれはやってはどうか、今年で終わりだからと言わなければならないのが私の考え方なんですけれども、財政当局としてそういう声かけとか、そういう考え方はなかったのか、お伺いします。

### ○総務部長（近藤幸敏君）

事業の財源の関係については、具体的な事業の手法でありますとか内容の検討結果を踏まえまして、予算計上の時期に併せて検討するものと考えておりますので、財源確保の方法についてもその時期に併せて検討することと考えております。以上でございます。

### ○3番（中村文武君）

その時期に検討するというか、その時期を過ぎたので、どういうふうな答弁かなとちょっと思ったんですけど、例えば家計にしたら、お財布を握っている人が使ったらどうと言えば、僕だったら喜んで、はい、使いますという形でなると思うんですね。教育委員会が予算を上げたのかどうかちょっと分からないですけど、財政当局からして、私の考え方ですけども、財政当局って予算を切るだけじゃなくて、ぎりぎりまで使いなさいよというようなことをすべきだというちょっと考え方がありまして、そういう考え方で本当に積極的に財政で声をかけてい

ただくべきかなと思うんですけどいかがでしょう。

○総務部長（近藤幸敏君）

それぞれの事業の予定につきましては、各担当部署のほうで準備ができた関係で予算計上のほうに至ると思いますので、そういった形での予算計上への至る経過になるというふうに考えております。以上でございます。

○3番（中村文武君）

先ほどの趣旨だと予算計上されていないので、財政としては何とも言えませんという形なんですけれども、有用性はあるかなというふうに答弁いただいたのですが、教育委員会としてやっぱり予算計上すべきだったとかというような考え方はあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○教育部長（佐藤博之君）

先ほども御答弁いたしましたとおり、体育館に空調設備を整備することは熱中症対策などについて大きな効果が見込まれることは教育委員会としても承知しているところでございます。ただし、財源を確保する観点において、教育委員会の総事業費を総合的に勘案した上で、令和7年度の予算要求の事業を確定しているところでございます。以上でございます。

○3番（中村文武君）

分かりました。

そうしますと、僕も行政にいたので、各課がいろんな、ちょっと両方との調整がつじつまが合わなかったというように捉えられまして、こういうところに横串を刺すのが議員であるのか、それか副市長であるのかというようなところが、一般的に行政の組織運営として必要かなと思うんですけれども、そこで副市長に、やっぱりこういう必要だけなかなかお金がないというような調整のところで、どういう調整をされたのか、すべきだったのかとか、副市長のお考えをお伺いしたいと思います。

○副市長（清水栄利子君）

まず、指定避難所となる学校体育館への空調設置については、財源確保対策として学校施設環境改善交付金の活用や緊急防災・減災事業債の活用が考えられ、今年度、全国、県内ともに2割程度しか整備が進んでいない中、緊急防災・減災事業債を活用して愛西市立の中学校の体育館の空調設置について予算化をいたしました。中学校の体育館への空調設置につきましては、議員各位にも御心配をおかけしましたが、3月中にはやっとなんて設置が完了する予定でございます。市といたしましては、まずは年間を通じて中学校体育館において授業や行事、学校開放によりエアコンがどれぐらい利用されるのか確認する必要があると考えられます。また、効果として、実際に人が多く集まった中でどれぐらいの効果があるのか、運動している場合にどれぐらい効果があるのかなどを検証する必要があると考えております。

さらに、国の交付金を活用するにせよ、有利な緊急防災・減災事業債を活用するにせよ、一般財源等は必要になります。令和7年度については、小・中学校の適正規模化、老朽化の検討と準備委員会の運営、佐屋小学校及びほかの小学校、他の小学校施設の老朽化対策を引き続き

推進するほか、GIGAスクールのためのタブレット端末の更新、スクールソーシャルワーカーと部活動指導員の 신설廃止、学校給食センターPFIの次期事業着手、事業の手法の検討など、新たに取り組む事業が多くございます。そのために、学校関係だけでも指標となる事業は多岐にわたり、事業に関わる予算及びそれに関わる業務量を踏まえると、取り組むことが大変難しい状況ではあります。

なお、現在のところ、緊急防災・減災事業債は令和7年度までの限定的な財政措置とされており、来年度は、国に対して制度継続を強く要望していく重要な年であると考えており、市長会を含め地方6団体による要望に加え、本市が単独で国に対して要望を行う際にも要望を行ってまいります。また、各補助金の確保に向けても国や県に丁寧に必要性を働きかけていく必要があると考えております。議員各位におかれましても、国に対して制度の継続や補助金等財源の確保についてお力添えをいただけたらと思いますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

### ○3番（中村文武君）

御丁寧な答弁ありがとうございました。

本当に人の問題というのは、すごくいろんな、ソーシャルワーカーを新しく入れたり、GIGAスクールのタブレット更新とか、あと小・中学校のエアコン設置の様子を見たいというような総合的な理由というのはよく分かりました。それとお金の問題というのは、確かに7年度で事業債が終わります、終わりだったので市として要望してはどうですかという質問をする予定だったんですけど、先に言われちゃいまして、ありがとうございますというところです。

今、国の状況を見ていますと、予算の状況がどうなるか分からないために、恐らく仮に延長する気だったとしても、昔だったら回ってきた情報が恐らく今は全く回ってこないというような国政の状況だと思います。そういう状況も少しは理解はしております。一方で、また仮の話で申し訳ないんですけども、仮に事業債がつかなかった場合、財源が切れちゃうので、私も要望していかないといけないかなというふうには思うんですけども、市長に最後1点だけお伺いした上で、自分たちの考え方を少しまとめたなと思ひまして、仮に事業債が本当に7年で切れてしまった場合、切れてしまうというか、切れるという延長の通知がなかった場合、今年度の補正予算、先ほど人も効果も見たいというようなお話でしたけれども、補正予算で6月とか9月とかで上げられるという可能性は本当はないのかなということだけ、1点だけ市長にお伺いしたいんですがよろしいでしょうか。

### ○市長（日永貴章君）

仮のお話ですので、私からは明確に答弁する立場に現在ないというふうに思っておりますけれども、我々としてはやはりこういった有利な財源措置というのは、非常に今後も続けていくことは国の使命だというふうに思っておりますので、ぜひ議員各位におかれましてもしっかりと要望していただいて、今も一般財源の裏負担は必ずありますので、そういった補助率の増額等もしっかりと要望していただきたいというふうに思っております。以上です。

### ○3番（中村文武君）

先ほど御答弁いただいたのが、恐らく本当に率直に本音だったと思います。確かに市長選もございまして、あまり言えないのかなというのを思います。それであるならば、やっぱり我々議員としても、こういう課題であるからこそまとまって国のほうに延長を要望するというようなこともあってしかるべきかなというふうには私は考えますし、何か本当に共に進んでいくというような姿勢ができれば、本当に地域の方のためになります。これは愛西市だけの課題ではなくて、全国的に2割しか進んでいないということなので、多くの自治体が同じような課題を持っているということですので、そこは本当に周りの自治体と協調し合って、来年度も続けてくれないかというような要望、そしてまた新しい違うような形の補助金や事業債というようなものをつくっていけないかというようなことも新たに提案をしていかなければならないなというふうに思った次第でございます。

それでは、続きましての議題に移りたいと思います。

学校開放のところで校長会の協議をお伺いしました。運動場と今回体育館、音楽室というような形、幾つかに分けて進めていただいたわけでございます。その中で否定的・肯定的、両方ございますというようなお話がございました。まず1つ、私がふだん使わせていただいでできそうだなというふうに思うのが、学校の開放を6時からするというようなことは可能なはずだなというふうに考えました。

私の12月議会の議会だよりのほうに、土・日の予約表の下、写真がございまして、やはりあれ反応がございまして、5時までしか使えなくて、次の予約が19時からと。中1時間空くので一旦やめないといけないというような形で、確かにこれはそうだよ、不思議だよというようにお声もいただきまして、本当に共感をいただきました。実際不便もしております。こういったことで、開放時間を6時から、それも平日6時から、もしくは土・日のその6時のスポットを、駄目なのをなくすというようなことは検討できないのか、お伺いしたいと思います。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

小・中学校長会における協議結果や学校体育施設の開放により、学校体育館を利用する本市スポーツ協会加盟団体の御意見を踏まえ、学校教育に支障がない範囲で駐車場の確保が容易となる土曜日、日曜日、祝日、休日における開放時間の変更につきましては、月曜日から金曜日における開放時間の変更より先行して小・中学校長会等で検討してまいります。以上でございます。

#### ○3番（中村文武君）

ありがとうございます。

土・日についてまず先行して検討していただけるということで、ありがとうございます。ぜひこれは前向きに進めていくことを期待しております。多くの市民の方もそう願っております。

それでは、音楽室については否定的な意見が多いということで、横浜ばかり僕言っていますけれども、ほかにも多分全国的に事例があるんですが、やっぱりなぜできないのかも一度お願いします。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

音楽室が各小・中学校内において2階もしくは3階に教室が配置されている状況や、防犯、また防犯のために必要となる修繕工事費用の確保等を総合的に勘案して、近隣市と同様に開放することは考えておりません。

なお、先ほども御答弁させていただきましたとおり、小・中学校長会における協議におきましても、問題であるとの否定的な協議に終始したとの報告を受けているところです。以上でございます。

### ○3番（中村文武君）

相変わらず否定的ということで、問題であるとまで言われちゃうとちょっとつらくなっちゃうんですけども、あと今回の3月議会の予算案にあと部活動指導員というのが入ってしまし、議案質疑じゃなくて勉強会で聞かせてもらったところだと、吹奏楽部、音楽部、オケ部と入っているというようなところで、これは学校開放ではないとは思うんですけども、要は一般の方が指導員として入って使えるわけで、こういったことは学校内の活動ということで、部活動指導員なら使えるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

### ○教育部長（佐藤博之君）

部活動指導員につきましては、来年度4月から御提案をさせていただいております。その活動内容につきましては、土曜日、日曜日のいずれか3時間を指導、年間175時間を上限、週5時間掛ける35週で御提案させていただいているところでございます。当然、部活動指導員が利用される場合につきましては、その時間内については音楽室の開放は可能であると考えます。以上でございます。

### ○3番（中村文武君）

御答弁ありがとうございます。

部活動なので開放は可能だというような解釈をさせていただきました。

私が学校開放と言ったのは、やはり当初はのべつくまなく多くの方に使ってほしいという意味で学校開放ということを言わせていただいておりますけれども、そもそももともとあったのは私も子供がおりますし、やっぱり部活動の中でこれだけ短くなってきた中で、子供たちにどうやって活動の幅、時間を増やしていただくかというのが、私がずっと言いたかった本来の趣旨でございます。

今、本当に部活も基本的に5時とか5時半、夏でも6時まで多分ないような状況でございます。昔は8時までやっていたというような声があります。それはやっぱり違うことは違う、時代が違うとは思いますが。

一方で、ほかの市町でやっぱり、私の娘、吹奏楽ですので、強いところはやっぱり何かやっているんですね。そうすると公立の中で、ある意味愛知県内、もしくは他県でも格差が出ちゃうというようなところは非常に辛い問題かなというふうに考えています。

今、私たちは自主練という形で一般の体育館を使って練習をしております。それは保護者が一生懸命頑張っているという形になっておりますので、学校活動ではございません。こういう子供たち、未来のある子供たちをどう支えるか、そしてどう教育していくか、その中から何を

学ばせるかというのは本当に公教育、公の教育として非常に私は重要な課題だと思っております。そういう趣旨から、部活動で何とか使わせてほしいというような思いの背景がございます。

学校開放、特に音楽室につきましては今問題があるというような声も多数あったようです。そして、運動場の開放も土・日からというようなこともございます。生徒たちをいかに自分たちのやりたいことをやらせてあげられるか、それは生徒が部活をやりたくないと言え、それはそれでいいと思います。やりたい子たちをどのようにさせてあげるか、そういった環境をやはり義務教育である小・中学校では整えていかないといけない、これは大人の責任だと私は思っております。

そんな中で、今校長会でいろいろ協議が出ておりますけれども、教育長自身、こういった部活動の利用、そして生徒たちにやりたいことをやらせてあげる、学校開放というようなお考え、どのような形で今考えていて、どういう方向性に持っていきたいのかということをお伺いしたいと思いますが、教育長、よろしくをお願いします。

### ○教育長（河野正輝君）

議員おっしゃられるように、私も愛西市の将来を支える子供たちが適切な時期に適切な運動ができたり、部活動に取り組めたり、そのことを望んでおります。そういった形が何とかこれからの制度設計においてできるように、また私の立場からすると教職員の勤務管理のほうも、現在先生の成り手がいないとか、時間外の在校時間が増えているとか、そういった課題もクリアしながら、条件のほうを整えつつ、愛西市の子供たちのために努力していきたいと思っております。

音楽室の開放について、私の考えを述べさせていただきます。

音楽室の一般開放は、文化芸術活動の機会の充実を図るものとして、地域の教育資源を有効に活用できるメリットがあります。しかしながら、一方では安全管理の問題や管理負担の増加、設備や備品の損傷リスクなど幾つかの課題があることも認識をしております。校長会の協議では、音楽室の開放について否定的であったとのことですが、これについては施設管理者として音楽室が校舎の出入口付近に配置されていない現状を踏まえ、防犯上のリスクを憂慮した意見であることを重く受け止める必要があります。学校の一般開放については、学校の教育活動に支障を来さない範囲で開放されることが一般的であると思われれます。校長は学校の安全管理に責任を負います。防犯上のリスクが避けられないことから、現時点では音楽室の一般開放は考えておりません。

なお、横浜市では音楽室の開放に当たって、セキュリティーの面で十分な対策が取られているとお聞きします。使用団体の事前登録と利用者の管理、施設の鍵の管理、学校関係者や警備員の巡回、防犯カメラや警報装置の設置、あるいは事故・トラブルの発生時の対応方法など、基本的に無断での利用や不審者の侵入を防ぐ仕組みが整えられています。現時点では課題が多く、本市においては音楽室の一般開放は難しいと考えております。ただし、議員がおっしゃられたとおり、部活動の地域展開、あるいは地域連携の中で指導者を確保しながらという一つの方策があるかもしれませんので、研究をしていきたいと思っております。以上でございます。

### ○3番（中村文武君）

御答弁ありがとうございます。

思いと現実というところがあつたかなと思います。本当に思いは同じなんだなという気はしておりますが、横浜の事例を私はよく出させていただいて、やっぱりセキュリティーの問題が正直あるとは私も思っています。横浜の事例をしゃべらせていただくと、教室は全部鍵がかかっています、防犯カメラもあります、警備会社にセキュリティーシステムでピットという電気でやる鍵を開けてというような鍵のシステムがかかっていますというような学校の事例をたまたま聞きました。そこは最終的にそういうふうなしっかりとしたセキュリティーがなっているので、学校の先生は鍵を開けに来ません。地域の方も来ません。地域の団体が警備会社に電話して、警備会社に来てもらってピットを開けて入って利用して、また警備会社を呼んでピットを閉めてというふうに使っているというようなお話を聞きました。

これは本当に参考にすべき事例で、ただお金が違うというのはよく分かります、財源が。なので、私の中ではセキュリティーの問題イコール財政の問題かなというふうに私は解釈しております、仮にこれいろんなセキュリティーのために整備をしていくとしたら、今教育委員会で把握している段階で結構なんですけど、どれぐらいの、例えば鍵をかけ替えるとか、シャッターを閉めるとかというような形で予算がかかるのかなというのをもし把握していればお願いします。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

私ども議員からの提案を受けまして、仮に佐織中学校の音楽教室を開放すると前提として、業者と協議をさせていただきました。通用口から音楽教室までの間にシャッターを設置する費用につきましては、約500万円との試算がなされました。あくまでもシャッター費用をもって500万円という提示額でしたので、それ以上の金額について、内容については把握することはやめてしまった実情がございます。以上でございます。

#### ○3番（中村文武君）

御答弁ありがとうございました。

500万って結構でかい金額だなというふうに率直に思いました。

でもこういったことで、これ以外に鍵をかけ替えるとか、先ほどの警報装置とかというので予算が積み上がって行って、やるべきかやらないべきかという議論が本当にやるべきだなと思ったので、こういうのを繰り返しつつ、本当に市民の方に理解していただくというプロセスが非常に大事かなということで、今回、否定はいただきましたけれども、少し前向きな議論ができたかなということでもよかったかなというふうに思っております。

では、ここらでこの質問を打ち切りまして、次のほうへ行きたいなというふうに思っております。

先ほどオンライン授業の話をしささせていただきました、学力向上の話で。やっぱり休んでしまうとどうしてもその内容が学習できないというようなことがございます。私の娘も長期で休んだときに、僕は知っているのと同じ授業をやってくださいと言いました。しかしながら周りに聞いてみると、オンライン授業をやれることすら知らないというようなこと、話はやっぱ

保護者から聞いております。

あと子供たちは多分やりたくないという子のほうが多いかもしれないんですけども、ただやっぱり公教育という形上やっぱり知らないということはよくないので、その周知というところと、あとやりたくないという子もいらっしゃると思うんですけども、そこに対してどう先生がアプローチしていくかということが大事ななというふうに思っています、この2点について今後どのような取組をしていくか、お伺いしたいと思います。

**○教育部長（佐藤博之君）**

けがや病気などで登校できなくても学習できる状態にある児童・生徒には、当該児童・生徒や保護者と面談の上、授業配信などを行っていくよう引き続き学校長会等を踏まえて周知してまいります。以上でございます。

**○3番（中村文武君）**

学校長会で周知していくと。学校長へ周知したところで、その下へどうやって保護者に伝わっていくところかというところが学校長ごとにまちまちになっちゃうので、そこへの周知がなかなかいっていないのかなというのが現状でございます。今、Cラーニングという形で、恐らくメールでピコンと行っちゃえば見ない保護者も実はたくさんいらっしゃるって、その辺もちょっと危惧はしているんですけども、どうやって今のシステムの中で全体で周知していくのかというのは、やっぱり教育委員会がしっかり握っていないといけないと思っております、本当に細部のところまでお伺いしたいと思います。

**○教育部長（佐藤博之君）**

校長会への周知は、自動的に学校の職員に伝わるものと市の教育委員会としては認識しております。現に、現校長におきましても随時市の教育委員会において足を運んでいただき、意見交換をさせていただいておりますので、その都度私どもの市教育委員会から学校に改めて周知徹底をさせていただきます。以上でございます。

**○3番（中村文武君）**

自動的に伝わりますというのもちょっと怖い発言で、実際我々の知り合いの保護者は知らなかったみたいなのが多いので、そこはやっぱり教育委員会と現場のずれかなというところ。そういう問題は現場にあるので、その現場の問題をじゃあ教育委員会がどう把握されているのかということをお伺いしたいと思います。

**○教育部長（佐藤博之君）**

学校現場における問題・課題につきましては、愛知県教育委員会から派遣されております次長職の職員並びに指導主事の職員が1人、計2名おります。その職員は、学校経営について常に学校長を含め、教頭、公務主任、教務主任等と意見交換をしておりますので、今議員がおっしゃられたことの危惧について、私ども市の教育委員会から今後も周知徹底を図らせていただくことをもって御理解いただきたいと思います。以上でございます。

**○3番（中村文武君）**

ありがとうございました。しつこく聞いて恐縮ではございますけれども、大事な問題なので

よろしくお願いいたします。

それでは、あともう一点、オンラインにつきまして、それだけ周知をした上で、あとは保護者と子供の判断になってくるわけではございますけれども、やっぱり勉強したくないというのが基本的な、基本的なと言っちゃうと語弊があつてまずいんですけれども、やっぱり勉強してやりたくないよねというのは、私も子供の今スポーツを教えていますけど、スポーツの冒頭に100升計算やるんですけど、8割ぐらいの子がやっぱりやりたくないというんですね、すぐ運動したいと。それも現実というふうに受け止めた上で、厳しい中でもやっぱり公の教育でございまして、何とか先生方の努力であつたりとか、声かけから学校へ来てくださいますというのはなかなか不登校の方にはつらいと思いますので、少し画面を流し見してみないとか、そういう声かけなんか非常に必要じゃないかなというふうに思っています。

公教育ってすごくそういうところが大事で、学力の維持とか向上とか、本当に格差を生まないため、落ちこぼれをつくらないためにすごく大事だと思つていまして、その辺に少しでも寄与するためにオンラインをうまく活用する、これを無理やりやらせるというわけじゃなくて活用するということが少し大事かなと思つています。その辺に対して教育長、どのようにお考えでしょうか。お願いします。

#### ○教育長（河野正輝君）

お答えさせていただきます。

第3次愛西市教育大綱には、一人一人の学びを支えるまちづくり、多様性を尊重し、主体的に学ぶ人を育てますと目標に掲げられており、多様な子供たちが様々な状況下であっても学びを継続できるよう支えていくことが重要です。学校を長期欠席する児童・生徒とその家庭に向けて学校がどのような支援を講じることができるのか、コロナによる休校をきっかけにこれまでも多くの試みが重ねられてきました。しかし、不登校の児童・生徒数は残念ながら年々増え続けています。GIGAスクール構想により1人1台タブレットが整えられた現在、遠隔配信によるオンライン授業によって子供たちの学びを支援する方法は必然のものとなりました。現に高校への進学においては、オンライン授業のスタイルを有する通信制の高校へ進学する生徒の割合が年々高まっています。

私は3年前、名古屋市にある不登校特例校の中学校を訪問した際、教室後方にカメラを設置し、授業の様子を自宅と校内の別室にリアルタイムで配信している様子を観望しました。このオンラインによるリアルタイムでの授業配信は、愛西市のどの学校でもビデオ会議アプリケーションを使って、本人や家庭が希望すれば視聴が可能であり、既に幾つかの学校で実施されています。学習の遅れを少しでも防ぐ方法としては有効であると考えます。

ただし、受け手となる児童・生徒や家庭の事情はそれぞれです。本人の体調や心の状態、集中力も日や時期によって異なります。オンライン授業も選択肢の1つとして本人や家庭と学校が相談し、個別に最適な方法を見いだして学習の遅れを軽減し、学びを継続させることが、学校への再登校や社会的自立への大切な支援になると考えております。

なお、令和7年度から新たに取り組むスクールソーシャルワーカーの家庭訪問によるアウト

リーチ的支援によって、家庭での個別のオンライン授業を支援していきたいと考えております。以上でございます。

### ○3番（中村文武君）

丁寧な答弁ありがとうございました。本当にツールとして使っていただければなと思います。もう一つ、最後お伺いしていきたいのは、やはり公教育というところはすごく大事なところで、教育にこだわっているのはやはり私が今当事者だからということ。もう一つは、人口減少とかそういうものに対策していくのには地域を守っていかないといけない、そういった思いもあります。

私の知っている方には、愛西市の教育があんまりなじまないから津島に引っ越した、また津島から名古屋に引っ越したいという方もいます。それぞれが学校教育の環境の中で引っ越していくという方も多数いらっしゃいます。そして、来年は津島中が開校されます。この中で私の聞いている話では、多くの方が、愛西市内の方で受かっているというふうに聞いております。こうなってくると、現在の学校教育をどう維持していくかという観点も、もう一つ大きな問題として前にぶら下がっていきます。幼児教育のために私はこの市に引っ越してまいりました。なので、小・中学校教育も思い切り力を入れて、やはり愛西市って素晴らしいねというようなところにしていきたい、そういうふうに思っております。公の教育をこれからどうしていくのか、最後教育長にお伺いしたいと思っております。

### ○教育長（河野正輝君）

現時点で私の頭の中にあることは、まず愛西市の子供たちを大事にした学校教育を進めていくこと。最終的に保護者の方、あるいは家庭のほうで、愛西市の公立小・中学校であれば安心して登校させられるという、そんな思いを持っていただきたいなということを思っています。ただ現状、津島中学校であったり、清林館中学校であったり、あるいは名古屋方面の私立の学校であったり、家庭の選択肢が非常に多くなってきています。先、高校無償化の問題もこれから進められていくと思います。公立と私立の学校の選択の条件がますます変わってくると思っております。その辺も踏まえて、愛西市の子供たちが愛西市の学校に行っていただけるような努力は日々やっていきたいなという思いでおります。以上でございます。

### ○3番（中村文武君）

私も本当に多種多様な方々がいる公教育のこの現場というのが非常に大事だと思っていて、それがすごく意義があるというふうに思っていますので、執行部と議員双方でお互い歩み寄りながら、よりよい教育行政にしていきたいなというふうに思っております。

以上で私の一般質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

### ○議長（近藤 武君）

3番議員の質問を終わります。

ここで休憩を取らせていただきます。再開は14時といたします。

午後1時50分 休憩

午後2時00分 再開

○議長（近藤 武君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位 5 番の18番・竹村仁司議員の質問を許します。

竹村仁司議員。

○18番（竹村仁司君）

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、大項目、「認知症施策推進基本計画」について、本市の現在進めている認知症施策を中心に質問をさせていただきます。

高齢化が進むにつれて、認知症高齢者の増加が見込まれています。国の計算では、2025年には700万人に増加し、全国の65歳以上の方の5人に1人が認知症になるとされています。認知症については、何も分からなくなるなど間違っ理解されていることも多く、御本人や家族が必要以上につらい思いをする原因にもなっています。

認知症は誰もがなり得るものであり、多くの人にとって身近なものとなっています。認知症になっても御本人や家族が希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、1人でも多くの方に認知症を正しく理解していただくことが重要です。そこで、共に支え合って生きる共生社会の実現を目指すために、令和5年6月に国では認知症基本法が施行されました。特に私たち地方公共団体は、認知症の人やその御家族にとって身近な行政機関であるとともに、認知症施策を具体的に実施するという重要な役割を担っています。認知症の人も家族も安全に安心して暮らせる地域の構築が必要です。

そこで、小項目1点目の質問です。まず、認知症という言葉の意味や症状などの理解を深めることや、認知症の人への接し方、見守り方についての推進が大切です。誰もがなり得る認知症について、市民一人一人が自分事として身近な問題として捉えることが重要です。これまで本市が取り組んできた認知症への理解を深める取組についてお伺いします。

次に、小項目の2点目です。認知症の人を含めた市民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、お互いに人格と個性を尊重し、共に生きる活力ある社会の実現を推進するため、共生社会の実現を推進するための認知症基本法、それを認知症基本法といいます。その基本法が成立をしました。国が求める認知症施策推進基本計画について、本市はどのような見解を持っているのか、お伺いします。

小項目の3点目の質問です。若年性認知症の方々も含めて、認知症の人が生きがいや希望を持ち、その個性と能力を十分に発揮することができるように、認知症の人の社会参加の機会の確保に向けて、家族や事業主が安心して適切な行動が取れる環境の整備も必要です。本市の見解をお伺いします。

以上、総括質問を終わります。御答弁よろしくお願ひいたします。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

それでは、順次御答弁させていただきます。

まず1点目、認知症への理解を深める取組についてです。

本市では、高齢者見守りステッカー配付事業、高齢者見守りシステム事業や認知症サポータ

一養成講座を開催し、認知症の方の支援と理解を深めていただく取組を行っています。また、地域包括支援センターでは認知症を含む高齢者の総合的な相談を受けております。

続いて、認知症施策推進基本計画についてです。

地域で生活する全ての高齢者が生きがいを持って安心して生活できる環境を実現するために、愛西市介護保険事業計画・高齢者福祉計画を策定し、総合的に高齢者施策を推進しています。今後の国・県などの動向を確認しながら、第10期愛西市介護保険事業計画・高齢者福祉計画と一体的に認知症施策推進計画を策定することを検討しています。

続いて、認知症の人が社会参加の機会やその環境を整える整備についてであります。

認知症初期集中支援チームを配置し、早期診断や早期対応に向けた取組を行っています。適切なサポートを受けながら、安心して就労や社会参加ができるように支援していきます。また、市民向け、民間企業向けに、認知症についての理解や支援を学ぶための認知症サポーター養成講座を開催しており、認知症の方の社会参加のための環境づくりにつながっていると考えております。以上です。

#### ○18番（竹村仁司君）

それぞれ御答弁いただき、ありがとうございました。

順次、数点にわたり再質問をさせていただきます。

まず、令和7年、2025年、もう今年ですけれども、全ての団塊世代、戦後ベビーブーム時代に生まれた世代の方が75歳以上となります。急速に高齢者人口が増加し、介護や医療のニーズが高まっていくことが予測されます。本市においても例外ではなく、令和5年10月1日現在、本市の高齢化率は31.6%と、市民の約3人に1人が高齢者です。まず、この現状、今後の推移、認知症を含めた高齢者数はどのように変化していくのか、お伺いします。

#### ○保険福祉部長（田口貴敏君）

本市の高齢者の推移でございますが、本市の高齢者人口は令和2年をピークに減少してまいりますが、令和12年以降に増加に転じ、令和22年には再度ピークを迎える見込みです。認知症高齢者数は把握しておりませんが、厚生労働省の研究班の公表によりますと、認知症の割合は高齢者の8.1人に1人で、今後割合が高くなると推計されていることから、介護認定者数の増加や認知症の方が多くなることが想定されております。以上です。

#### ○18番（竹村仁司君）

本市の高齢者人口のピークも令和12年、さらには令和22年と増加が見えています。そこで、令和6年3月に本市が策定した第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の中では、老人福祉法に基づく市町村老人福祉計画と介護保険法に基づく市町村介護保険事業計画が一体化した計画になっています。そこに認知症基本法に基づく市町村認知症施策推進計画を含むことを想定して策定しています。地方自治体は国の策定した認知症基本計画を基に、地域の実情に即した計画を策定する努力義務があります。先ほど、本市は第10期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の中で、市町村認知症施策推進計画も推進していくとの答弁でした。国が言う努力義務を果たしているという理由をお伺いします。

**○保険福祉部長（田口貴敏君）**

本市では、認知症を含む高齢者が安心して暮らすための施策を進めており、第8期及び第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画においても認知症施策の推進を基本目標として掲げて取り組んでいます。今後、第10期介護保険事業計画策定事務は認知症施策推進計画も考慮した上で検討を行い、その責務を果たしていきたいと考えております。以上です。

**○18番（竹村仁司君）**

責務を果たしていくとの力強い言葉をいただきましたので、今後に期待をいたします。

そこで、具体的な本市の取組が国の基本法とどこまで近いか見ていきたいです。国の認知症基本法には7つの基本理念があります。1つは本人の意向を尊重、相手の考えや希望などを大切にするという意味合いです。2つ目に国民、置き換えれば市民の理解による共生社会の実現、3つ目に社会活動参加の機会確保、4つ目に切れ目のない保健医療・福祉サービスの提供、5つ目に本人・家族等への支援、6つ目には予防・リハビリテーション等の研究開発推進、7つ目に関連分野の総合的な取組、この7つになっています。

これを本市の第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画に当てはめてみます。第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画がこれからも多く出てきますので、略して、すみません、第9期と言わせていただきます。1番目の本人の意向は、実践していくための認知症の人に関する市民の理解の増進と考えます。本市では、認知症サポーターの養成、認知症講演会などを推進しています。具体的な取組をお伺いします。

**○保険福祉部長（田口貴敏君）**

認知症サポーター養成講座は、認知症についての正しい理解を身につけ、市民が認知症の人々を支えるための理解と協力を推進することを目的としています。令和5年度の開催は年14回で、受講者は236人でした。認知症講演会は、認知症の方への接し方や知識を習得するため、医師や薬剤師、介護現場に携わる専門職が講師となり開催しています。令和5年度の開催は年1回で、参加者は24人でした。以上です。

**○18番（竹村仁司君）**

次に、2つ目が共生社会の実現です。

第9期ではチームオレンジの構築があります。具体的な取組をお伺いします。

**○保険福祉部長（田口貴敏君）**

チームオレンジとは、認知症の方とその家族の希望や悩み、身近な困り事を支援することを目的とし、認知症サポーター養成講座、ステップアップ講座修了者でチームをつくっていきます。現在参加いただける方を募っており、今後、支え合い、助け合える体制整備を行っていきます。以上です。

**○18番（竹村仁司君）**

このチームオレンジの構築が非常に大事だと私も期待をします。認知症施策の柱になるはずですが。

次に3つ目、社会活動参加の機会確保です。

認知症地域支援推進員等設置事業があります。これは相談体制の整備にもつながります。具体的な取組をお伺いします。

**○保険福祉部長（田口貴敏君）**

地域包括支援センターに認知症地域支援推進員が配置され、専門知識を生かして認知症の方やその家族の相談に乗るとともに、地域の医療機関や介護サービス事業所等で、利用者の状態に応じて必要なサービスが適切に提供されるよう関係機関へつなぎ、社会活動の参加機会の確保につなげていきます。以上です。

**○18番（竹村仁司君）**

認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進も基本法では上げられています。第9期ではバリアフリーという言葉は出てきますが、具体的な取組が出ていません。この点の解釈についてお伺いします。

**○保険福祉部長（田口貴敏君）**

認知症になってもできる限り住み慣れた地域で、変わることなく暮らし続けるための障壁、バリアを減らせるよう、社会全体で支え合うことと位置づけております。認知症に対する偏見や理解不足から障壁は生じます。周囲の理解と気遣いがあれば、その人らしく暮らしていくことが可能です。そのような社会を実現するために、認知症サポーターの養成などがバリアフリーを進めるための取組であると考えております。以上です。

**○18番（竹村仁司君）**

認知症でいうこのバリアフリーは、私もなかなか最初は分からなかったんですけど、目に見えない心の壁ですね。私自身も気をつけなければいけない点だと思います。

4点目に、切れ目のない保健医療・福祉サービスの提供では、認知症初期集中支援推進事業、認知症ケア向上推進事業が第9期では推進をされています。具体的な取組をお伺いします。

**○保険福祉部長（田口貴敏君）**

認知症初期集中支援推進事業では認知症初期集中支援チームを配置し、早期診断や早期対応に向けた対応を行っています。複数の専門職が、家族の訴え等により認知症が疑われる方や認知症の方及びその家族を訪問し、アセスメントや家族支援など初期の初期支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行うものです。認知症ケア向上推進事業は、認知症地域支援推進員を各包括支援センターに配置し、医療・介護の連携強化による地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図っています。以上です。

**○18番（竹村仁司君）**

アセスメントという言葉が、評価や査定という意味だと思います。

それでは、5つ目の本人・家族等への支援についてです。

第9期の中では、認知症の人の社会参加の機会の確保として、徘徊高齢者等家族支援サービス事業、家族介護支援事業があります。具体的な取組をお伺いします。

**○保険福祉部長（田口貴敏君）**

徘徊高齢者等家族支援サービス事業は、認知症により道に迷うことがある高齢者の事故の未

然防止と早期発見により、家族の負担軽減のためGPS端末を利用した探索機器を貸し出しています。家族介護支援事業は、重度の要介護高齢者を在宅で介護している家族に対し、紙おむつ等の介護用品の購入費用の一部を補助し、家族の経済的負担を軽減するものです。以上です。

**○18番（竹村仁司君）**

家族の経済的負担の軽減、とても大切です。よろしくお願いをします。

6つ目です、予防・リハビリテーション等の研究開発推進、これについては医療的な分野での取組と考えます。

7つ目に、関連分野の総合的な取組です。

第9期の中でも総合的な考え方になるのだと思うんですが、様々な分野からの考えが必要です。認知症基本法には7つの基本理念に追従する考え方もあります。例えば、認知症の人の意思決定支援及び権利利益保護についてどのような取組ができているのか、お伺いします。

**○保険福祉部長（田口貴敏君）**

認知症の方の意思決定支援や権利擁護については、権利擁護支援センターを設置し、周知啓発を行い、認知症になる前からの準備、発症後の自己決定権の尊重、権利擁護のための支援を行っています。また、親族がいないと思われる場合や、親族がいても申立てを行う意思がない場合で、成年後見制度の利用が必要と認める場合は申立てにて対応しております。以上です。

**○18番（竹村仁司君）**

大切な対応をしていただいています。家族も安心できると思います。

第9期の中で、第2章で愛西市の高齢者を取り巻く現状とありますが、認知症に対する推移、世帯の現状など、データとして数値が出ていません。その理由をお伺いします。

**○保険福祉部長（田口貴敏君）**

認知症の初期は症状が出にくいいため、本人や家族が認識していない場合もあり、症状が進むまで医療機関を受診しないケースも多く、認知症の実態把握は困難であります。以上です。

**○18番（竹村仁司君）**

予測は難しいですね。まずは早期発見に努めていただくことをお願いをします。

第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画には数々の事業があります。数例挙げると、地域包括支援センターの機能強化、地域における支え合いの推進、これから大変となる重層的支援体制の構築、在宅医療と介護の連携強化、これも大切な地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保・育成、介護現場における生産性の向上と展開をされていきます。その後に、健康づくりや介護予防の推進と、さらに保健事業と介護予防等の一体的実施の推進に続いていきます。介護と高齢者福祉の奥深さを感じるわけですが、認知症基本法に基づく認知症施策が第9期の中でできるのか、独立させるべきではないのか、本市の位置づけをお伺いします。

**○保険福祉部長（田口貴敏君）**

認知症施策推進計画を介護保険事業計画・高齢者福祉計画と一体的なものとして策定することで、福祉サービス、介護保険、認知症施策を総合的に行えるメリットがあると考えております。以上です。

### ○18番（竹村仁司君）

すぐに結論の出る案件ではないと思いますので、何が認知症の方にとって最善なのか検討をお願いします。

この認知症という言葉は、言葉に恥ずかしさはありません。もっと前面に出すべきです。認知症の人を持つ家族の方が、本市のホームページから認知症に対して具体的にどんな取組があるのか知ろうとしたとき、慣れた人ならすぐ「ライフシーンから探す」にたどり着くでしょう。少しちょっと画面を見ていただくと、ちょっと拡大しているので並びは違いますが、トップページに「高齢・障害者」と出ていますのでここをクリックしますと、次に「高齢者」と「障害者」と2つに分かれています。私から見ると左ですけど「高齢者」のところを次にクリックします。すると、これはちょっと全てじゃないんですけど36個の高齢者福祉事業が出てきます。当然この中に認知症という言葉もありますが、この認知症という言葉がついているのは「認知症ケアパス」という、これも大切な事業です。

ただ、ここの中にも認知症に関する施策はあります。ここから「高齢者見守りステッカー」をクリックすると、先ほど答弁でもありましたけれども、この事業の内容が出てきます。ここまで来てすぐ分かるかどうか、高齢者の方がここまで来られるかというのは、私はちょっとどうかなと思うところもあるんですけど、このステッカーをクリックして、その後ちょっとついていないのでいかなのですが動画もついています。「あいさいちゃん」が認知症について説明をしてくれています。事業についてもその動画で説明をしています。すごくよくできていると思いますので、ぜひ見ていただきたいと思います。

少しよその例を言ってあれですけど、茨城県の小美玉市、人口4万人ほどですが、ホームページの高齢者福祉を開くと、認知症関連として分けて、分かりやすくサービスや施策に届きます。愛知県でも近隣の、私の見る限りではあま市、弥富市、稲沢市にもあります。こうした対応に対する考えをお伺いします。

### ○保険福祉部長（田口貴敏君）

情報提供ありがとうございます。他市を参考にして、より分かりやすい情報発信に努めてまいります。以上です。

### ○18番（竹村仁司君）

これも一つの例というか事例ではありますが、世界では国際アルツハイマー協会が、1994年に9月21日を世界アルツハイマーデーと制定しました。2012年からは9月を世界アルツハイマー月間とすることで、認知症に対する理解を広げる活動を進めてきました。本市の認識をお伺いします。

### ○保険福祉部長（田口貴敏君）

世界保健機関が制定したアルツハイマーデー、また日本でも認知症基本法で認知症の日、認知症月間を定めています。国でもポスターやリーフレットを作成し、認知症への理解を呼びかけており、本市でも連携して啓発に努めていきたいと考えております。以上です。

### ○18番（竹村仁司君）

これも一つの例ですが、茨城県では県民誰もが認知症について正しく理解し、認知症高齢者やその介護家族が安心して暮らすことができる地域づくりを目指しています。平成18年度より毎年9月を「茨城県認知症を知る月間」として定め、認知症に対する正しい理解の普及啓発に関する各種広報活動や研修会等を集中的に実施しています。認知症の人に対する優しさを感じますが、本市の考えをお伺いします。

**○保険福祉部長（田口貴敏君）**

認知症月間など特定の期間の集中的な実施は行っておりませんが、認知症サポーター養成講座の開催、認知症講演会の実施、あいさいさん祭りで海部医療圏在宅医療・介護連携支援センターによる認知症に対する情報発信ブースの設置などを通じて啓発に努めています。以上です。

**○18番（竹村仁司君）**

時には変化といいますか、変わったことも必要かと思いますが、先ほど紹介した「あいさいちゃん」高齢者見守りステッカーの動画には認知症の紹介も出てきますので、9月という月間だけでもホームページのトップページに出すのはどうでしょうか。これは提案ですのでお願いとしておきます。

各自治体の認知症に関する知識及び認知症の人に関する理解を深める取組の推進が急がれます。今注目をされている認知症の人の暮らしを守るために効果的な技法として、あなたを大事に思っているということ「見る」「話す」「触れる」「立つ」の4つの柱で、相手が理解できるように届けるケア技法があります。あまり横文字が使いたくありませんけど、ユマニチュードというフランス語だそうですけど、と呼ばれ今注目をされています。本市の認識をお伺いします。

**○保険福祉部長（田口貴敏君）**

ユマニチュードとは、感情に訴えかけるコミュニケーションを重視し、手を握る等のタッチケアや優しい声かけなどを通じて信頼関係を築く手法で、人間尊重の理念に基づいているものです。認知症に関する手法は様々な研究がされており、いずれの手法も人間らしさが尊重される共生社会の実現のために有効であると認識しております。以上です。

**○18番（竹村仁司君）**

この今回の質問を通じて、認知症に対する不安やおそれが本市の多くの事業を知ることで少しでも和らいだなら幸いです。

最後に市長にお伺いします。

誰もが認知症になり得るという認識の下、共生社会の実現を加速することが重要になります。認知症基本法を踏まえて、市長の考えをお伺いします。

**○市長（日永貴章君）**

今後も認知症の方は増加する見込みであり、共生社会の必要性はますます高まってくると認識しております。誰もが起こり得る身近なものでございますし、認知症であることを周囲に伝えることができ、その方らしく暮らすことができるように社会全体が理解を深め、偏見のない社会をつくるのが責務であると考えております。

本市におきましては、高齢者見守りステッカー配付事業や徘徊高齢者等家族支援サービス、認知症サポーターの養成、認知症初期集中支援チームなど様々な取組を進めさせていただいており、認知症に関する正しい情報発信や理解を今後も進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○18番（竹村仁司君）

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（近藤 武君）

18番議員の質問を終わります。

ここで休憩を取らせていただきます。再開は14時50分といたします。

午後2時37分 休憩

午後2時50分 再開

○議長（近藤 武君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

次に、質問順位6番の16番・山岡幹雄議員の質問を許します。

山岡幹雄議員。

○16番（山岡幹雄君）

ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

今回は3点について質問させていただきます。

1点目は固定資産税の課税方法、2点目は空き地の管理状況、3点目は愛西市職員の働き方改革について質問させていただきます。

まず1点目でございますが、固定資産税の課税方法についてお尋ねさせていただきます。

農地を一部駐車場に使用している場合、どのような方法で発見し、どのように課税しているのか。また、これの根拠法令を教えてください。

2点目に、先回も質問させていただきましたが、圏領道路は報告が先回ございました。令和6年9月現在、市が把握している路線数は244路線、路線延長は約19キロメートルです。筆数につきましては把握してございませんという答弁がございました。圏領道路、水路の課税状況についてお尋ねさせていただきます。

3点目に、3点目ではないですな、空き地の管理状況についてお尋ねいたします。

茨城県常総市と坂東市の市境で雑木林などが燃え、2,000人あまりの住民に避難指示が出されたと報道がございました。市内に山林が愛西市はありませんが、市内に多くの雑草が残っております。

画面を見ていただきますと、このように今現在、草林で民家の隣でございますが、こういう雑草が生えている土地がございます。消防署では空き地の管理を行っていますが、指導後も草の管理がされていない土地につきましては、その後どのような取扱いになっているか、お尋ねいたします。

最後に、市職員の働き方改革についてお尋ねいたします。

職員が働きがいを持って働ける職場は、市民にとってもよい市役所であるということで質問をさせていただきます。

現在の市役所職員は、多様化する市民サービス対応のための業務が増加しており、職員の皆さんが少し疲れているように見受けられます。職員の皆さんが仕事と仕事以外の生活の調和を取り、その両方を充実させる働き方、生き方を重視すると、いわゆるワーク・ライフ・バランスの充実が必要であります。その結果、多様化する市民サービス対応にも寄与するものと考えております。

現在、各自治体では開庁時間を短縮させる動きがあります。職員の働き方改革に取り組む自治体が増加しております。ある自治体では、導入によって窓口業務の時間外勤務時間が1人1か月平均16時間が6時間程度になり、人件費が2,000万円ほど削減できるという報道もありました。

そこで、愛西市における働き方改革への取組状況と本市も開庁時間短縮を検討しているか、お尋ねします。

また、タブレットなどに必要事項を入力する書かない窓口、担当職員不在でも手続ができるネットを利用したり、リモート窓口、窓口予約システムを導入し、住民が待たなくて済むようにするなど国の進めるデジタル窓口導入について計画があるか、お尋ねいたします。

以上、総括質問です。それぞれ御答弁のほうをよろしくお願いたします。

#### ○総務部長（近藤幸敏君）

私からは、まず第1項目1点目、固定資産税についての、まず農地の一部を駐車場として利用した場合の課税方法と根拠法令について御答弁させていただきます。

固定資産の課税における地目の確認は航空写真や現地調査により行い、総務大臣の定める固定資産評価基準に基づき、固定資産の価格を定めなければならないとした地方税法の規定により、原則として1筆ごとに地目認定を行い、課税いたします。

地目認定に当たっては、固定資産評価基準及び土地評価事務取扱要領において、1筆の土地の一部が全く別の用途に利用されているときは、これらの利用状況に応じて区分し、それぞれの課税地目を定めとなっております。したがって、農地の部分と駐車場として利用している部分を分けて農地の部分は農地、駐車場の部分は雑種地として課税しております。

続きまして、囲領道路、水路の課税状況についてですが、囲領道路、水路の課税状況は、公共用の道路や水路として認定されている場合は非課税となり、それ以外については課税となっております。

私からは以上でございます。

#### ○消防長（伊藤規雄君）

私からは大項目2点目、空き地の管理について御答弁させていただきます。

消防では調査をして管理されていない枯れ草が建物の近くに生えている場合には、土地の関係者に対して、11月から3月までの期間で電話やはがき、封書による通知文を送付するなどして枯れ草管理及び除去のお願いをしております。以上でございます。

## ○企画政策部長（西川 稔君）

私からは、大項目3点目の愛西市職員の働き方改革に係る市の取組状況について御答弁をさせていただきます。

本市では、第3次行政改革大綱において、育児休業等の取得の促進、また長時間労働の是正など働き方改革の実現に向けた取組を進め、職員一人一人の状況に合わせたワーク・ライフ・バランスの機運の醸成を図ることとしており、様々な取組を進めております。

具体的には、毎週水曜日の定時退庁日であるノー残業デーの周知徹底を図り、現在、窓口延長や延長保育等に従事する場合を除くほとんどの職員が定時退社をするなど制度が定着してまいりました。

また、平日の時間外勤務は、午後8時までとなるよう業務の計画的な実施やグループ内での業務の振り分けなどを促しております。令和6年度からは夏季休暇を3日から5日に増やし、ほとんどの職員が5日間取得したところです。あわせて、夏季休暇の取得可能日数が増えたことにより、年次休暇の取得が減らないよう年休の取得を促しております。

次に、育児休業について、子供が生まれる予定の男性職員に計画的に取得できるよう個別に説明することで、令和6年度の男性の育児休業取得率が現時点で100%となるなど職員の働き方の意識や職場環境が変わってきていると考えております。

続きまして、開庁時間の短縮の実施予定について御答弁させていただきます。

市役所窓口の開庁時間の短縮については、県内ではみよし市、東浦町の2団体が導入をしております。

導入の目的としては、職員の働き方改革や政策立案業務等の時間の確保を掲げ、両団体とも電子申請、届出や住民票等のコンビニ交付、マイナンバーカードを活用した申請等、窓口での滞在時間の短縮の取組を進め、住民に利用していただくよう周知広報を行っております。

本市としましては、他の自治体での効果を参考に、開庁時間短縮の導入の可否について検討をしているところです。以上です。

## ○16番（山岡幹雄君）

それでは、随時答弁ありがとうございました。

まず、固定資産税の取扱いにつきまして、質問させていただきます。

一応画面を見ていただいて、これは県道と農地の間に県道との境界がこの真ん中に、のり面の真ん中にあるわけですね。これ、県の維持管理課に聞きに行って、別の場所、これはもう一か所の場所はきちんと水路と農地の間にございまして、1か所、なぜこういうはみ出た感じになっているかちょっと分かりませんが、境界をきちんとして管理をしてみえます。

ある農家の方に、何でこんな真ん中ののり面に境界があるのと、以前、県道ができたときに、実際そのときの役所の方と県の方が立会いをしてみえると思うんですが、片やのり面の真ん中、片や境界ぎりぎり、こういうふうになぜなっているのかなということで県の方に確認しましたら、過去のことで、実際は分かりませんという回答をいただきました。

それで、ちょっとお尋ねするんですが、要するに農地ののり面の草の管理はどこが行うのか、

お尋ねいたします。

○産業建設部長（宮川昌和君）

農地のり面の除草管理につきましては、幹線道路をはじめとする重要箇所を除き、隣接する土地所有者や地元町内会等、地域の協力をお願いしております。以上でございます。

○16番（山岡幹雄君）

今部長が答えられましたように、実際地域の方が管理をしてみえるわけです。以前、私どもの両親とか農家の方は、自分のところの隣接するのり面、イコールいろんなところを管理してみえた。今は官民界しかやらないとか、いろいろやはり行政に委託か、行政に言って、なぜこういうふうになっているか。あと、土地改良の水路とか、市の水路もそうですが、そういう水路敷も一切管理はしないという状況でございます。

これ、なぜこういう質問をするかということ、後で囲領道路のこともお話しするんですが、それで実際、今回、先回もお話をさせていただいた囲領道路、水路につきましては調査をしないということですが、これは見ていただきますと昭和40年に水路ができております。地域の方がこの水路をもう60年も使っておるわけです。これ60年すると、実際、埼玉ではございませんが、ああいう下水道や何かが劣化し、ああいう事故がございます。今回もこれ囲領道路で民地に水路があるわけですね。それで、これが仮に崩壊したときに、どのように市が管理されるかちょっと分かりませんが、そこでお尋ねいたします。

囲領道路、水路の調査の実施の考えがあるか、お尋ねいたします。

○総務部長（近藤幸敏君）

囲領道路や水路の調査につきましては、今の段階では考えておりません。以上でございます。

○16番（山岡幹雄君）

愛西市が確立して今年で20年になるわけですが、また次回も質問させていただくんですが、以前、愛西市に囲領関係の担当課ができておるといふふうに僕は認識しております。そのときにどのようなお仕事をやられたのかまた調べさせていただいて、また6月の折にこの囲領道路について市のお考えをお尋ねさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

次に、空き地の管理につきまして、毎年、秋の火災予防週間に枯れ草の調査をしておると思いますが、過去3年間の件数と確認を実施しているかを、先ほど回答もあつたんですが、してみえると思うんですが、再度教えてください。

○消防長（伊藤規雄君）

過去3年間の枯れ草指導件数は、令和3年度435件、令和4年度405件、令和5年度は380件ございました。枯れ草の確認は、11月、1月、3月に現地確認を実施しております。以上でございます。

○16番（山岡幹雄君）

毎年400件とか300件、枯れ草の指導があるわけですが、今日は雨が降っておるんですが、ここ数年猛暑で草が生え、また乾燥し、それぞれの地区、岩手県でも報道がございましたように、ああいう山林火災がございます。実際その火災に今あるのがたき火とか、個人的な関係で何か

の物を燃やすということで51%だったかな、あとたばこの投げ捨てとかほかが49%というふう  
に聞いております。

そこで、一つの枯れ草の関係でございますが、春日井市には春日井市雑草委託制度や草刈り  
機の貸出制度という制度がありますが、愛西市でこのような制度の実施予定または考えがある  
か、お尋ねいたします。

#### ○市民協働部長（山岸忠則君）

春日井市雑草委託制度は、市民に委託料を市へ納入していただき、市が業者に発注し、雑草  
を刈るというものです。草刈り機の貸出制度は、予約制で草刈り機を貸し出すものです。この  
制度について、今後、本市にとって有効な制度となるか、実情に合った制度なのか調査したい  
と考えております。以上です。

#### ○16番（山岡幹雄君）

市に合った制度なのかどうかということで、先ほど消防署のほうから400件から300件、そう  
いう草刈り指導があります。それで、再度指導してもやらない雑草の場所がございます。そう  
すると市は、どのように管理をお願いするのか。

以前、今年に入ってシルバー人材センターの方が1月下旬頃やってみえます。私がお尋ねし  
ましたら、もう追いつかんと。なぜ追いつかんのかというシルバーの人員も少ない、また依  
頼が多い。それで、本来であれば昨年中にそういう管理ができるはずですが、異常気象とか、  
あとそういう管理ができない方が今現在多く見えます。失礼ですけど、農地の田んぼは委託す  
れば、農協の中間管理機構に依頼して、各オペレーターさんが管理をしていただくんですが、  
畑はやはり管理は相当難しい、そういうことも市のほうもいろいろ考えていただければいいん  
ですが、実際そういう草生えを今後どうするか。市として、そういう高齢者社会、いろいろ調  
整区域で条件的に開発ができない地域がほとんどでございます。ある程度、やはり枯れ草火災  
が発生した折には、やはり乾燥し、突風が吹くと思っても見ないところに火災が発生しますの  
で、一度合法的な考え方を取り組んでいただくようお願いいたします。

次に、働き方改革についてお尋ねいたします。

常滑市が今年5月から開庁時間を午前9時から午後4時30分、令和8年度から午前9時から  
午後4時に変更すると聞いております。また、みよし市では、窓口担当職員の職員1人当たり  
の平均時間外勤務時間、これは5月から7月分ということですが、前年同期比で4時間減り、  
月24時間になったとありました。

そこで、愛西市職員の時間外勤務について、令和3年度から5年度までの時間外勤務手当費  
用及び1人1か月当たりの平均時間外勤務時間をお尋ねいたします。

#### ○企画政策部長（西川 稔君）

初めに、時間外勤務手当額について御答弁させていただきます。

令和3年度は約1億1,500万円、令和4年度は約1億5,000万円、令和5年度は約1億4,800  
万円です。

次に、1人1か月当たりの平均時間外勤務時間数についてです。

令和3年度は8.0時間、令和4年度は10.7時間、令和5年度は10.4時間です。以上です。

○16番（山岡幹雄君）

時間外勤務手当の額が令和3年で1億1,500万円、4年度が1億5,000万円、5年度が1億4,000万円。また、1人1か月当たりの時間外勤務時間数が令和3年度は8時間、4年度10.7時間、5年度が10.4時間ということで御回答いただきました。

あとこのように、今後、閉庁時間の検討の進捗について再度お尋ねしますので、御回答をお願いします。

○企画政策部長（西川 稔君）

令和6年11月にはみよし市を視察し、閉庁時点での窓口の状況を確認するとともに、開庁時間短縮による効果や課題についてヒアリングを行いました。本市といたしましては、他の実施団体からの情報収集を行い、効果や課題の検証を行うなど引き続き導入の可否について検討を進めてまいります。以上です。

○16番（山岡幹雄君）

いろいろと働き方改革で時間が8時半から5時15分、これは条例で定めてございます。あと、証明書もいろいろコンビニで取れたり、いろいろ時代の変化でございます。実際、今年か去年でしたっけ、電話がこちらからかけると一応録音されるということで窓口か電話の窓口でお話がございます。

そういう折で、ちょっとこれ違う話になる。向こうからかかってくるときは、そういう録音されるのかなという職員に聞いたら、これは録音しませんと。これっておかしいんじゃないかなと。こっちが電話したときは録音して、今度向こうから電話がかかっていったときは録音しない。じゃあ、向こうとこっち、そのときにやり取りしたときに何か問題が起きたら、録音機能がされていないことであれば、いろいろパワハラ、カスハラ、いろいろなハラスメントがあると思うんですが、実際5時頃に電話があつて、やはりそういうことでいろいろ住民の方から御依頼、クレームがあったときに仕事をしなければならないとか、そういう電話も4時半とか、その辺に時間を決めちゃうと、ある程度職員も5時15分にはすんなり帰れるんじゃないかということでもあります。

最後に、困領関係とか、この枯れ草、あと今の職員の改革について、市長の御答弁よろしくをお願いします。

○市長（日永貴章君）

それでは、私から御答弁をさせていただきます。

今回、議員からは多岐にわたって御質問をいただきました。

困領道路等につきましては合併以前からの課題でございまして、これにつきましては、当然土地所有者や地域の方々の御理解がなければ解決ができないというふうに考えておりますので、市といたしましては、議員、6月にもまた質問されるというお話でございましたので、また市と内部でもしっかりと検討をしていかなければならない課題だというふうに思っております。

続きまして、枯れ草等の維持管理につきましては、当然、市といたしましても枯れ草による

火災等があってはなりませんし、やはり近隣の方々に御迷惑をかけることがあってはなりません。しかしながら、全てを市として行うことは当然できませんので、土地所有者やその近隣の方々、町内の方々に御協力をしていただかなければ解決できないというふうに思っておりますので、御協力をお願いしたいというふうに思います。

最後に、職員の働き方改革でございますが、議員の発言で職員が最近疲れているようだというお話をいただきましたが、当然、3月、6月、9月、12月は議会がございますので、この議会対応については職員、非常に神経をとがらせて対応させていただいておりますので、そうやって思っただけなのであれば、しっかり調整等を前向きに行っていたり、答弁等につきましても、本会議や委員会ではなく、事前に窓口にて質問していただければ、その場でしっかりとお答えをさせていただきますので、御協力をいただきたいというふうに思っております。

開庁時間の件につきましては、他自治体でも開庁時間の変更がどんどんされておまして、それによる効果もお聞きしておりますので、市といたしましては、やはり市民の皆様方の御意見、今の開庁の状況をしっかりと把握をしながら今後検討していくべきものだというふうに思っております。以上でございます。

**○16番（山岡幹雄君）**

市長の御答弁ありがとうございました。

最後に、通告書の最初に答弁があったもので、追い質ができませんでした。

そういうことで私の一般質問は終わらせていただきます。以上です。

**○議長（近藤 武君）**

16番議員の質問を終わります。

ここで休憩を取らせていただきます。再開は15時35分といたします。

午後3時20分 休憩

午後3時35分 再開

**○議長（近藤 武君）**

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位7番の7番・吉川三津子議員の質問を許します。

吉川三津子議員。

**○7番（吉川三津子君）**

合併当時、これからは市民も福祉を担う時代が来ると市民団体との協働を何度もこの議会で取り上げてきました。

今日は改めて市民活動団体と対等な協働をという趣旨で、交通空白地の移動手段のことと学校に行きづらい子、不登校について質問をいたします。

まず最初に、交通空白地の問題です。

画面のほうを御覧ください。

こちらは6月議会でも示した画像です。15年間で人口減少が著しく、対策が必要な県下11自

治体として県が決めて、尾張地区で唯一、旧立田、八開地区が含まれ、今年度、愛西市は愛知県・市町村人口問題対策検討会議の農林振興、そして地域交通、空き家活用の3つの部会に参加しています。

このうち空き家問題については6月議会で質問をいたしましたので、今日は交通手段のない地域の移動手段について質問をいたします。

国土交通省が進める交通空白地有償運送事業を国土交通省が推進をしております。交通空白地とは、おおむね500メートルから1キロの以内に鉄道駅やバス停がない地域のことをいい、非営利活動法人等が営利にならない程度の運賃で自家用車を使って運行ができるのがこの交通空白地有償運送事業です。

障害者や高齢者、要介護度以外の方も利用でき、運行区域や料金も市の地域公共交通会議で定めればよいことになっています。愛西市の多くがこの交通空白地に該当し、交通空白地有償運送の車を走らせることができると私は思っています。

昨日、こうした学びから京都府の福知山市に視察に行ってきました。市民が市民団体及び団体ネットワークをつくって自家用車で有償運送をしていることを聞き視察に行ってきたわけですが、京都府といっても北部のほうは山村で高齢者も空き家も多い地域の深刻な状況のところでした。

図のほうをちょっと見ていただきたいんですけども、これが福知山の手法です。NPOの非営利団体が自家用車を用いて有償移送する仕組みなんですけど、一番上の福祉有償運送は、障害者や高齢者のドア・ツー・ドアの個別有償サービスで、おおむねタクシーの半額で運送されています。この愛西市でも津島市で1つNPOがあり、愛西市はないんですけど、その1つの団体だけが津島、そして愛西にあって大変不足している状況であるという議事録等も拝見しております。

そして、その下の交通空白地有償運送は、空白地の住民らが利用できる仕組みで、大体利用者から1回400円、区域内どこへ行っても400円で使うことができ、運転者には市から400円の補助が出る。運転手には1回800円の運賃が支払われるものです。そして、NPO等のコーディネート事務所には、利用回数に応じて補助金が市から払われる、そんな仕組みになっていました。

また、さらに、この福祉有償運送、交通空白地有償運送は同じ人が担っているわけですが、この運転手はさらに避難場所まで送り届ける、車椅子の人とか高齢者の方とか、1人で避難場所に行けない方たちを送る災害時要支援移送支援もしており、1人の運転手が複数のこういった移送の事業に関わる仕組みができていました。

これだけではなくて、運転手には講習が要ります。勉強しないとイケません。その運転手育成の仕組みも市民団体がつくり上げて、市が団体に対して出来上がった仕組みに対して協働を持ち上げ、今うまく動いているということでありました。これが自動車も許可があるので、横に福祉車両ですよということで、自家用車にマグネットでぺたっと貼って車が走っているという状況でした。

そこでお伺いをしたいと思います。県の人口問題検討会議第3回の地域公共確保部会が2月にあったと思います。今年度最後の締めくくりの会議であったと思いますが、総務課のほうに参加していると思います。それがどのような内容だったのか教えてください。

そして、2つ目の質問です。

学校へ行きづらい子、不登校についてお伺いをします。

学校へ行けなくても、社会との接点、それを持つのが本当に一番大切です。それがなくなると本当にひきこもりということで脱出するのが難しくなるのが不登校の問題であります。

文科省のほうでは、この10年で小学生が5倍、そして中学生が2.2倍、そして低年齢化をしている。以前は小学生で不登校なんてなかったと思います。低学年なんかでなかったと思います。それが今大変顕著に見えてきているのが今の現状であります。

そこでお伺いをいたしたいと思います。

愛西市の学年別の不登校児童の生徒数と、そのうち適応指導教室すまいるに通えていない学年別の人数も教えてください。

以上、総括の質問ですので、答弁のほうをよろしく願いいたします。

#### ○総務部長（近藤幸敏君）

私からは、大項目第1点目の交通空白地に交通手段の確保についての愛知県・市町村人口問題対策検討会議のワーキンググループの内容について御答弁させていただきます。

第1回、第2回の地域交通確保ワーキンググループで、民間バスの維持や運転手不足への対応、需要の少ない地域における移動手段の確保、公共交通の利用に対する意識改革などについて議論を重ねることで、幹線軸の交通の維持拡充、地域内交通のモード最適化、交通空白地解消、担い手の確保などを観点として課題が整理されました。

第3回は、持続可能な公共交通ネットワークの構築に向けた愛知県及び各市町村の施策案についての会議で、愛知県及び構成市町村の取組の報告がありました。

本市におきましては、令和7年4月から実施する予定の巡回バス運行の改定の状況や新たな移動手段に向けた具体的な手段や方法である交通モードの最適化が重要であり、検討が必要である旨の報告をさせていただきました。

私からは以上でございます。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

私からは大項目2点目、学校に行きづらい子のためにに係る学年別の不登校児童・生徒数について御答弁させていただきます。

文部科学省の調査では、不登校児童・生徒とは、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因、背景により、登校しないあるいはしたくてもできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたものと定義されております。

本市における不登校児童・生徒数は、令和7年1月31日現在で、小学1年生が4人、小学2年生が1人、小学3年生が4人、小学4年生が5人、小学5年生が17人、小学6年生が14人、中学1年生が25人、中学2年生が31人、中学3年生が36人です。

続きまして、不登校児童・生徒で適応指導教室を利用していない学年別の人数についてですが、適応指導教室は、不登校児童・生徒が少しでも集団生活になじめるように場と様々な活動の機会を設定し、社会的自立に資することを目的として設置しており、不登校児童・生徒の実態把握と支援の検討、社会的自立に向けた支援や指導相談、事業関係機関との連携等を行っております。

令和7年1月31日現在の不登校児童・生徒数のうち、適応指導教室に通えていない学年ごとの人数は、小学1年生が4人、小学2年生がゼロ人、小学3年生が4人、小学4年生が3人、小学5年生が12人、小学6年生が12人、中学1年生が22人、中学2年生が25人、中学3年生が31人です。以上でございます。

#### ○7番（吉川三津子君）

それでは、順次再質問のほうに入らせていただきます。

まず最初に、交通空白地の問題のほうから質問いたしますが、県のほうのこのワーキンググループのほうに参加されて、愛西市としてどのようなお願いをされたのか。そして、3回の会議を終えて、愛西市としてどのような感想を持ち、課題を持っていらっしゃるのか、お聞かせいただきたいと思います。

#### ○総務部長（近藤幸敏君）

本市では、この新たな移動手段に向けた交通モードの最適化をさらなる課題と認識し、地域の特性に応じた柔軟で効率的な交通システムの導入、高齢者や障害者の方を含む全ての住民がアクセスしやすい移動手段の確保など県が持つ高度な専門性や豊富なノウハウを最大限に生かし、多岐にわたる交通課題に対する効果的な対応策の支援を要望いたしました。

本市においては、それぞれの地域の実情に合った交通モードの転換や施策の展開を担う知識や技能を有する人材育成、またドライバー等の担い手を確保するため、部門横断的に連携して取り組むことが重要であると再認識いたしました。

本市の地域公共交通の在り方について、既存の巡回バスは引き続き市が主体となり無料で運行を進めつつ、新たな移動手段の検討に向け地域内交通のモード最適化が必要であると考えます。新たな交通手段のため、地域における運行主体を地域住民が主役となって組織し、運営することで地域における交通の担い手を育て持続可能な運営体制を構築することや、それに伴う財源確保が重要であると考えています。以上でございます。

#### ○7番（吉川三津子君）

御答弁いただきました。

交通モードといふとなかなか市民の方も分かりにくいんですが、移動手段という意味かなということだと思いますので、交通モードというのは移動手段のことであろうと。そして、県のほうへはそういった県が持つノウハウ等をきちんと教えてほしいというような要望をされて、その結果、巡回バスはこのまま無料で続けるよと。でも、住民が主体になった、そういった組織というか、事業を立ち上げていかなければならないという感想をお持ちだということが理解できました。

順次質問のほうをさせていただきますが、多分、今答弁があったように住民が主体になって動いていくというのは、多分、今私が福知山の事例を示した有償運送とか、そういったものではないかと思いますが、それはどうなのでしょう。

**○総務部長（近藤幸敏君）**

要は、担い手の確保のことにもつながりますけれども、いろいろ現段階において新たな移動手段というものはいろいろなところで実施されていることもございますので、そういったことでの構築というのが必要になってくるのではないかというふうに考えております。以上です。

**○7番（吉川三津子君）**

瀬戸市とか何かでも地域の方たちがマイクロバスのものを動かしたりとか、先ほど言ったような福祉有償とか、交通空白地の車を動かしたりとか、住民主体になっているような交通を確保している、そういった事例を学びながら広げていきたいということだと私は認識しております。

その中で、1年間県と関わって次年度何か始めるのか、その辺はどのようにお考えでしょうか。

**○総務部長（近藤幸敏君）**

新たな交通手段の導入の検討に際しましては、県のほうが次年度から自家用の有償旅客運送等の立ち上げ支援の事業を行うということでございますので、そういったところの動向を注視しながら検討を進めることになろうかと考えております。以上でございます。

**○7番（吉川三津子君）**

ぜひ先ほど県からの指導ということも言われましたが、既にいろんなところで動いていることですので、県からの指示待ちではなくて、やはりできるところから進めていただきたいというふうに思っています。

先ほど1つ気になったことは、巡回バスの関係ですね。このルートも今回予算の中で庁舎間を移動するためのバスが巡回バスだというような説明が書かれておりますが、こういった行き先とか何かについても検討は始めないのでしょうか。

実際にこの庁舎に行くのを目的にバスに乗っていらっしゃる方って何人ぐらいいるのか、その辺のところの把握はされているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

**○総務部長（近藤幸敏君）**

巡回バスにつきましては、無償の定期路線運行バスということで、それぞれのルートに応じた形で利用者の方々がその利用目的に応じた乗車をされているというふうに理解をしております。以上でございます。

**○7番（吉川三津子君）**

今回、県のほうで人口問題の中での交通アクセスの議論がされていると思うんですね。じゃあ、交通手段がないところの方が庁舎に行く目的のバスに乗るのかと、それが必要なアクセスなのかと考えた場合、やはり若い方々にとってはそこに住み続けてほしいわけなんですけれども、新しい人も入ってきてほしいわけですが、やはり通勤・通学に役立つアクセスが欲しいで

しょう。

あと、そこに住んでいる高齢者や障害者というのは、福祉に必要なアクセス、先ほど申し上げたような福祉有償運送とか、そういったものが必要でしょう。多分2つ要るんじゃないかなと思うんです。人口を増やしたりとか維持するための足の確保、そして実際に住んでいる方の福祉のための足の確保、2つを考えていかなければいけないと私は思っています。

そうした中で、先ほど巡回バスの行き先が庁舎に行くための巡回バスということになっています。そこで、途中でいろいろ止まるんですけども、駅へのアクセスにして途中で庁舎にも寄るとか、そんな感じのものにしていくべきではないかなというふうに考えているので、実際に庁舎に来ていらっしゃる方で、巡回バスで来ましたよという方は一体どれぐらいいるのか、その調査もしっかりすべきではないかなと私は考えています。

そしてもう一つ、こういった自家用車を使った支援というのは、もう既に市の事業の中にもあるわけです。高齢福祉課のほうでも総合事業の住民主体の移送サービスでやられています。市民団体が自主事業でやられています。そういった情報はつかめているのか、その点についても伺いをしたいと思います。

#### ○総務部長（近藤幸敏君）

巡回バスの関係の運行検討委員会等もごさいますけれども、そういった中で福祉部門の関係の方にも御参加をいただき、情報共有等の議論を進めているというようなことをごさいます。以上でございませう。

#### ○7番（吉川三津子君）

実際に福祉部局でそういった団体のことがつかめていないわけですよ。ですから、これから進められるに当たって、まずは現状をしっかりと把握する必要がある。庁舎に巡回バスに乗ってきている人はどれぐらいいるのか。そして、この市内にどれぐらいの市民の方が交通手段の確保のために活動しているのか。それをしっかりとつかみながら、そういった方々に新たな仕組みを担っていただくということをしていかなければ、これはなかなか成功しない。県が指示を出すまで待っていては、それは地域に合った交通手段というのは確立ができないであろうということを考えています。

そして、もう一点、気になることがあります。

それは、これからスクールバスが走るということです。今文科省もスクールバスを使った地域の移動手段の確保ということで交付税措置がされたりとか、やり方によってはいろんな方法があるのです。子供たちに邪魔にならない程度の人数は乗せますよというのとか、昼間使っていないときに地域のためにバスを走らせますよとか、いろんな方法を今文科省のほうで提案しています。

立田・八開地区では、早くて令和8年から統廃合しますとおっしゃっていたわけですが、このスクールバスについては、どこが今研究し進めようとしているのか、伺いをします。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

学校適正化並びに老朽化対策につきましては、今先ほど議員がおっしゃられたスクールバス

については、教育課が所管するものと考えております。

また、スクールバスに関しては、来年度以降に通学路やその手法について検討を始めさせていただき予定でございます。以上でございます。

### ○7番（吉川三津子君）

県のほうから呼ばれて会議のほうに出席しているわけですね。だったら縦割りではなく、この地域全体の交通手段を確保するにはどうしたらいいのか、全庁できちんと考えるべきではないでしょうか。

今福祉関係でどういった交通手段があるのか、全部地図に落として、どんな団体がどこで何をしているのかそれも落として、そして市全体の交通の仕組みをつくり上げていくべきで、スクールバスは教育部局だけで考えている、そんなもったいない話はないわけです。

それをやはりしっかりと全庁で考えていくというのが県からなぜ呼ばれたかという理由なんです。縦割りでやっているとはいけませんよ。幾ら総務が言っている、そういった福祉のタクシーがどう動いているのか、そういった事例もお聞きになっていると思いますよ。そういったのを全部ひっくるめて、どのような交通網をつくっていくのか、それが今総務課の仕事ではないかというふうに思っています。

交通会議がハードルが高いのであれば、協議会からスタートしてもいいというような文書が国交省の通知文にもありました。いろいろ研究しながら、いろんな市民を巻き込み、団体を巻き込み協力を得てしていくのがとても大切ではないかと思っておりますので、ぜひその点をお願いしたいと思います。

次に、ちょっと急がないと時間がありませんので、不登校の関係、あまり不登校という言葉は好きじゃないんですが、学校に行きづらい子について、少しお話をさせていただきたいと思っております。

こちらが先ほど答弁があった数値なんです。いつも私たち議会では、すまいるには何人行っていますかという質問はします。でも、行けていない子は何人ですかと多分聞いたのは私が初めてではないかと思っております。不登校でありながら行けていない子が小学生で78%、そして中学生では85%、この子たちは社会と接点を持っているのだろうか。とても私は心配をしています。

先ほども言ったように、接点がなくなってひきこもりになっていくと、私もずっと市民活動で関わっているので、本当に十何年も引き籠もっている友達があります。何でひきこもりになったか自分も分からないというような状況になっていました。

昨日は、国立市のほうに視察に行ってきました。NPO法人くにたち農園会というところなんです。農地に田畑の隅に勉強できるような、本当に掘っ建て小屋なんですけど、掘っ建て小屋があって烏骨鶏が走り回っていて、子供がその烏骨鶏を追っかけてだっこして赤ちゃんみたいに烏骨鶏を抱いている子供の姿がありました。

午前中は不登校の子供が来て、午後は民間の児童クラブとして運営がされていました。ここで驚いたのが、教育委員会がここに来ていれば登校扱い、出席扱いにしているということでした。

た。教育委員会も見に来て、信頼関係ができて、ここに来ていれば出席扱いにしているということでした。

愛西市でも児童館の中では親さんから今日学校に行けそうにないから、午前中児童館で過ごしてもいいですかというような、そういった話も来ているんです。居場所ってすまいるだけではない。いろんな場所を、その子に合った場所をつくって行って社会との接点を絶たないようにするというのが、私はとても大事じゃないかなというふうに思っています。

少しお聞きしたいんですが、先ほどこちらのほうで行けていない子の人数を出しました。本当に私、不登校の親さんからの相談が多いです。もうとても悩んでいらっしゃいます。もう涙が出るぐらいの本当に悩みの中にいらっしゃいます。こういったフリースクール、すまいるのほうに行けていない子、ほかに行き場があるのであれば、つかんでいるものだけでもいいので、ちょっと教えていただきたいと思います。

そして、あと保護者の方、相談する場所もない。改まったところには行けないんですよ、保護者の方たちは。そういった部分で市民団体が運営するような居場所とか相談場所、そんなところにたどり着いていらっしゃる方があれば教えていただきたいと思います。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

教育委員会として、不登校の児童・生徒の行き場所については直接的に把握しているわけではございません。ただ、その点も踏まえまして、来年度、適応指導教室に2名のスクールソーシャルワーカーを配置することを議会に提案させていただいております。

スクールソーシャルワーカーは、不登校児童・生徒のうち、学習の場のないひきこもりの児童・生徒に対し、家庭や学校への訪問支援、当事者が出向きやすい場所での相談、地域におけるニーズ発見の場や関係づくりなどにより、支援につながるよう積極的に働きかけていきます。スクールソーシャルワーカーの業務を進捗する上で、教育委員会としていろいろな点、先進事例等を研究してまいりたいと考えます。以上でございます。

#### ○7番（吉川三津子君）

なかなかいろんなところに現在つながっていないなということはよく分かりました。ぜひ教育委員会のほうも市内にもいろんな活動が今芽が出始めております。そういったところとしっかり連携し、そこがその子に適していれば本当に素晴らしいことだと思いますので、ぜひそういった努力もしていただきたい。

あまり言いたくないんですけど、スクールソーシャルワーカーのほう、本当は福祉士を入れていただきたいかった。子供たちって先生とうまくいかないとか、学校が嫌だから不登校になっているんです。そこで、そのお世話をしてくださる方が学校の先生の経験者よりも、やっぱり福祉士というのが推奨されていますので、またそういった面もしっかり考えていただきたい。やっぱり学校のことはよく分かっているんですが、福祉事業、そして子供の心理、そういったところではやっぱりちょっとこれから課題が出てくるかもしれませんので、そのときはやはりその穴を埋めるようなこともしていただきたい。

日進市のほうでは、愛知県立大のほうからスクールソーシャルワーカーが来て、プロフェッ

ショナルの先生までついてきて、大学院を出たら、今度日進市がその今まで来ていた大学院生を雇うというような、そんな形で今回ってきています。

みよし市のほうも最初は教師経験者でした。今年2名、福祉士を追加で入れることになっています。そういった部分で、やはり両方の車輪が必要というところで、また検討のほうをよろしくをお願いをしたいと思います。

それからあと、こちらの表のところで低年齢化ということを申し上げました。今文科省のほうも言っているのは5歳児健診です。5歳児健診は、私はもう随分前から5歳児健診はすべきだということ saying してきました。今回改めて国のほうも5歳児健診の必要性というのをしっかりと通知文等に出していると思います。

なぜ必要なのかといたら、小学校に入ったときに大勢の中で何を言っているか聞き取る力というのがちょっと低い、みんなとなじめない、そんな子供たちです。5歳児健診のときにそういった子たちをキャッチして、そして小学校に上がるまでにいろんな経験、指導をしながら小学校に送り込む、その有効性というのがもう文科省のほうも言っているわけで、昨日、小児科の先生にもお会いしてこのお話を聞きました。5歳児健診、3歳児健診ではまだ成長していないから発達に心配かどうかという判断は、3歳ではできないんです。5歳まで成長した段階でちょっと課題があるんだということが見えてくるんだというお話も昨日ちょうど聞いたところであります。

そういった中で、愛西市においては、この5歳児健診についてどう考えているのか、どう取り組んでいくのか、お伺いをしたいと思います。

#### ○健康子ども部長（人見英樹君）

5歳児健診は、幼児の言語の理解能力や社会性が高まる時期において、発達障害や知的障害等の子供の個々の発達特性を早期に把握し、育児の困難さや子育て相談のニーズを踏まえながら、子供とその家族に必要な支援につなげることを主な目的とし、愛知県内では蟹江町と高浜市に限り実施しています。

乳幼児健康診査において、3か月児、1歳6か月児、3歳児に対し、健全な身体発育及び精神発達を目指し、保護者に適切な指導を行うとともに、疾病の早期発見、早期治療につなげ、安心して子育てができるよう継続的な支援をしていることから、本市では5歳児健診は実施していません。

小学校への就学に関しては、3歳児健診、健康診査後、発達障害等が疑われる幼児に対して、地区担当保健師が保護者の同意を得た上で入園先等で対象児の様子を確認するとともに、保護者の話を聞くなどの支援により、必要な療育につなげています。その後も就学相談に付き添い、対象児にとって入学後に過ごしやすい環境について保護者と一緒に考えています。以上です。

#### ○7番（吉川三津子君）

部長、私3歳では駄目なのよという話をして、3歳児健診でちょっと発達にという子を見つけたら適切な指導なり療育をしていくよと、それはとても3歳に見つかった子にとっては幸せなことだと思います。でも、その後5歳でも見つかるわけです。そこが落ちますよという話を

させていただいているんですね。

部長の話でも5歳の段階でこういった検査をすることは、発達障害や知的障害、子供の個々の発達のことを知るのにとってもいいことだというような答弁があったわけですね。じゃあ、なぜ愛西市はいいと分かっているできないのでしょうか。

そこについて、ちょっとお伺いをしたいと思います。

#### ○健康子ども部長（人見英樹君）

5歳児健診の実施に当たりましては、健康診査の実施体制の構築に加え、健診において子供への発達支援のニーズや保護者に対する子育て相談等のニーズなどがある場合に、地域全体で必要な支援を提供するためのフォローアップ体制の整備が求められています。特に、保健、医療、福祉、教育の各分野の関係者が連携して地域のフォローアップ体制を実施していくことが重要となります。現段階でその体制ができていない状況、状態のためでもありますので、現時点では行っていないという状況です。以上です。

#### ○7番（吉川三津子君）

多分私、この5歳児健診のことって10年以上前に議会で取り上げたのかもしれない。ちょっと年数が分からないので申し訳ないんですけども、今の部長の答弁だと5歳児健診は必要だ、でも体制が整っていないからできないんだと思うんですね。やはり体制を整えて私はすべきだというふうに思うわけです。

今の段階で全員やるのが難しいのであれば、個別にやるというのは大変難しい話かもしれないですけども、保育園の先生とかとお話しして就学時前にちょっと心配な子については、何らかのアドバイスの会とか、先生に診断をしてもらうとか、そんな方法もできるのではないかなというふうに思うわけですね。そういった工夫をして、ぜひとも取り組んでいただきたいというふうに思いますが、前向きに検討ということはできないのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

#### ○健康子ども部長（人見英樹君）

現段階でも保育所ですとか、幼稚園等から発達に心配のある子、発達が緩やかな子に対しては連絡をいただいております。保健師等にも連絡をいただいて、そのときには保健師もその現場を見に行ったりとかもして連携はしています。ですので、今後、この5歳児健診についても、国からも通知が来ていますように、そちらのほうの動向も見ながら研究していきたいと思っております。以上です。

#### ○7番（吉川三津子君）

ぜひ不登校の低年齢化、そして学校でうまく授業が受けられない子供も増えていますので、ぜひやはりこの5歳児健診については進めていただきたいと思います。

それで、ちょっと最後になるんですが、1番目、2番目の質問については、市民活動団体との連携、市民との連携をしながら、学校のことも、そして移動手段も確保していかなければいけないということを申し上げました。

私は何度も議会の中でNPOの担当の部署はどこなの、市民協働の担当の部署はどこなのと

いうことを聞いてきました。いろんな規約やら何やらに書いてあるので、市民協働課がこの団体との協働を進める担当部署だと思いますが、ずっとコミュニティーセンターと自治会の活動に目を向けていて、この市民団体との協働について、なかなか取組がされてきていなかったというふうに私は理解しております。

今後、これだけいろんな介護保険でも市民の力を借り、移送にも市民の力を借り、子供のこういったひきこもりにも市民の力を借りていかなければ、行政だけでは福祉が成り立たないような状況になっている。その隙間をいろんな自治体では埋めているんです。こういった市民との協働をしっかりと進めていかなければ、もう自治体格差ができていくと私は考えております。

こういった状況で、今後この市民協働をどう進めるのか、お伺いをしたいと思います。

#### ○市民協働部長（山岸忠則君）

市民協働は、協働する市民や団体など相手方の状況に応じて様々な対応が求められます。そのため、まずは市民活動団体の活動状況やニーズの把握に努めることが必要と考えております。市民や団体等が主体的に活動できるよう話を伺い、どのような形で進めていくのか一緒に考え、活動目的に応じた事業担当課等へつなげてまいります。以上です。

#### ○7番（吉川三津子君）

担当部署につないだら必ずつなぐだけではなく、共にその事業を組み立てていくところまでしっかりとお話をしていただきたいと思います。

私は何度もこの愛知県の協働ルールブックについてお話をしてまいりました。協働においては、行政とNPOの双方の長所が生かされるように事前に情報共有したり、十分な協議をして調整して、共に地域のために動いていくんだと、それが協働であります。

そして、行政の基本姿勢としては、行政はNPOを下請として扱うのではなく、協働の対等なパートナーとして位置づけること、そして行政は委託事業の実施過程におけるチェックや指示を必要最小限にと努めるよう努力するなど、これは愛知県がNPOと約束した文書であります。こういったことが書かれています。

そして、他の自治体では、個別に活動するよりも行政と一緒に活動して対等な立場で連携したほうがいいサービスができるんだ、そんなことを一緒にしていきましょう。そして、市民団体への委託とは、事業を実施する場合、市民活動団体に対して単なる下請ではなく、対等なパートナーとして進めなければならないとされています。

これから重層支援も始まります。そこにNPO等が入ってきます。介護サービスのほうも入ってきています。移送にも入ってきます。しっかりとこの市民と手を結んで地域福祉に頑張っていたいただきたいというふうに思います。それには市民の意識改革も必要、それをしてくださるのが市民協働課だと思います。そして、まだまだ未熟な市民団体もあります。協働とは何かということをしっかりとお伝えいただいて、よりよい地域福祉になるよう頑張っていたいただきたいというふうに思います。

以上ですが、本当はもっともっとお話をしたいところではありますが、一度、県の協働ルールブックを見ていただいたり、他の自治体の協働のためのいろんな計画ができております。そう

いったものも御覧いただいて、この市民とともに地域をつくる、そんな姿勢を職員の皆さんに持っていただくことをお願いして、私の質問といたします。ありがとうございました。

○議長（近藤 武君）

7番議員の質問を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（近藤 武君）

ここでお諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、散会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決しました。

なお、5日は午前9時30分より開議し、一般質問を続行いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後4時20分 散会